

---

平成26年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成26年6月16日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成26年6月16日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 石 谷 麻衣子君

書記 ————— 石 賀 志 保君  
書記 ————— 小 林 公 葉君  
書記 ————— 中 上 和 也君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君  
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君  
総務課長 ————— 加 藤 晃 君 行財政改革推進室長 ——— 三 輪 祐 子君  
企画政策課長 ————— 上 川 元 張君 防災監 ————— 種 茂 美君  
税務課長 ————— 岡 田 厚 美君 町民生活課長 ————— 山 根 修 子君  
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 ——— 福 田 範 史君  
病院事務部長 ————— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ————— 畠 稔 明君  
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 芝 田 卓 巳君  
上下水道課長 ————— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君  
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達して  
おりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

9 番、石上良夫君、10 番、井田章雄君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、7番、杉谷早苗君の質問を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 改めましておはようございます。7番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2項目お尋ねいたします。

1項目めはあいのお銀行でございます。坂本町長は平成7年、旧西伯町時代に町長として初めて御当選され、公約の一つであったあいのお銀行を平成8年度より発足されました。ここで一言おわび申し上げます。通告では発足年度を町長就任時と、平成7年としておりましたので、これを8年のほうに訂正をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

さて、あいのお銀行の誕生には今日の高齢化社会を予想され、我が町の福祉に早くから真剣に向き合っておられた結果の施策であったことと思います。この施策は全国においても先進的な取り組みとして評価され、視察が多くあったと記憶しております。その後、平成12年、介護保険制度が始まりました。このことにより、あいのお銀行のサービスと介護保険事業とが重なる部分が多くなってまいりました。しかし、この介護保険制度も3年ごとの改正があり、来年、平成27年度から第6期に入ります。これも5期というふうに書いておったようです。訂正をお願いいたします。この間、あいのお銀行の取り組みも時代とともに少しずつ手直しされてまいりました。ことしの3月議会での同僚議員の一般質問の中で、このあいのお銀行について現在検討がなされているとの御答弁がありました。来年度改正の介護保険制度は厳しい運営を迫られております。この新制度から外れがちな方々の安心のためにあいのお銀行が担うことができるのはどのようなことがあるのか、今後の姿を示していただきたいと思い、次の質問をいたします。

あいのお銀行が第6期介護保険制度において整合性が図られ、時代に合ったニーズを提供することは大変困難な作業になると推察されます。そこで、現段階でどのような作業がなされているのか、状況をお尋ねいたします。

次の2項目めは、小中一貫教育についてお尋ねいたします。平成25年度から29年度にかけての教育振興基本計画が策定され、昨年12月に配布されました。私はこの年の9カ月前、3月議会一般質問におきまして、教育振興計画を取り上げました。そのときの御答弁では指導、助言を受けておられました兵庫教育大学との協議にラストスパートをかけ、完成を急ぎたいとのお答えをいただいております。今、この教育振興計画を手にし、この間の御熱意と御努力に敬意を表

するものでございます。

さて、この教育振興計画の表紙には南部町の教育が目指す姿として、心豊かな自律した子供の育成、心豊かにともに生きる社会の醸成がうたっており、ページをめくらなくても、大きな柱であるみずからを律する自律と、ともに生きる共生が柱であると理解できる仕上がりになっております。内容につきましても、第1章の計画の概要に始まり、第6章の事業展開に至るまで丁寧に書かれております。そして、何より時代に即しての保育園との連携により、就学前から中学校までの15年間の視野に入れての施策の展開が示されております。しかし、我が町が従来から取り組まれておられた小中一貫教育の具体的な内容まではわかりません。無論、基本計画ではそこまで書き込まないことは十分理解をしております。

そこで、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。この教育振興計画の中の教育方針、4点ある中の1点目に、保小連携、小中一貫教育とあります。保小連携につきましては具体的に長期社会体験研修として小学校の教師が過去、ひまわり保育園、つくし保育園、そして今年度はすみれ保育園に1年間研修する姿を目にするなど、比較的わかりやすく思います。しかし、小中一貫教育においては、その形態、内容については見えにくく思いますので、具体的にお尋ねいたします。質問項目には教育振興計画の中にでも触れられている、そのような部分がたくさんありますが、重複になるとは思いますけれども、考え方の順序といたしまして項目に上げましたので御配慮よろしくお願いいたします。

1点目は、小中一貫教育の取り組みを始められた契機となったことはどのようなことなのでしょう。

2点目、どのような目的を持って取り組んでおられますか。

3点目、小・中の教育課程をどのようにすり合わせされていますか。

4点目、教育課程の区分を考えておられるのでしょうか。

5点目、児童生徒の反応はどのようでしょうか。

6点目、小中一貫教育はこれを標榜して、そして上部機関へ報告すべきことなのですか。この取り組みにより、教職員の加配を求められるものなののでしょうか。

7点目、保護者への説明はされておられますか。

8点目、効果等の現状をお聞かせください。

9点目、達成目標をお聞かせください。

以上、この場での質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） それでは、杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

あいのわ銀行についてでございます。あいのわ銀行につきましては議員もよく御存じだとは思いますが、町民の皆様にも理解を深めていただくために、設立の趣旨や経過等について触れさせていただきます。

あいのわ銀行事業は平成8年度より旧西伯町で地域住民がお互いに助け合い、みんなが幸せで安心して暮らせるまちづくりを目指して発足いたしました。福祉サービスやボランティア活動をした人の労力を賃金でなく、点数であいのわ銀行に積み立て、将来必要になったときに引き出して使用するという自助、互助、互惠の制度でございます。サービス内容といたしましては、食事、洗濯、買い物、通院や外出の付き添いなどでございます。会員の種類でありますけれども、一対一でボランティア活動を行う協力会員、団体でボランティア活動を行う記録会員、サービスを利用する利用会員、活動の趣旨に賛同し会費を納める賛助会員の合計4種類がございます。平成26年3月末時点で協力会員798名、記録会員1,222名、賛助会員3名の合計2,023名がボランティア登録をされまして、139名が利用会員として登録されております。利用会員の登録をされますと、100点を基礎点数として付与され、サービスを利用できますが、点数がなくなると、1時間100円の利用料をお支払いいただくということでございます。

制度の発足後は順調に推移しておりましたけれども、平成12年度より介護保険制度が導入されると、訪問介護員による買い物や掃除、食事の調理といった介護サービスを受けることができるようになったため、利用者が減少しました。また、道路運送車両法で福祉有償運送が厳しく取り締まられるところとなりまして、病院や役所への送迎サービスも難しくなり、実績が落ち込んできました。このような実情から制度の見直しも余儀なくされ、一対一で行うサービスをする場合のみを将来サービスを必要とするときに利用できる預託点数として、それ以外の活動は記録点数のみという形に変更したために、利用点数、預託点数ともに実績が減少してまいりました。しかし、制度発足後18年間で延べ3万5,792件、4万3,578名のボランティア活動が推進され、昨年の秋には最も実績の多い西町の小林栄子さんが叙勲の栄に浴されるなど、この制度が福祉のまちづくりに大きな役割を果たしてきたものと認識を新たにしております。

そこでこの際、あいのわ銀行を再編し、地域独自サービスを開拓して福祉のまちづくりを一層充実させていくべきと考えまして、平成25年度に運営委員会を再編して、事業の見直しを図ってきたところであります。その結果、あいのわ銀行を再度構築していくことを決め、平成26年度は27年度から再構築した運営をしていくための準備の年と位置づけておりました。一方、平成12年、2000年からスタートした介護保険制度は高齢社会の頼りになる制度として発展し

てきましたけれども、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、地域包括ケアシステムという新たな概念を打ち出しまして、制度の持続性やさらなる発展を期すように制度の見直しが行われました。

具体的には、要支援の方が現在受けておられます訪問介護、通所介護等が平成29年4月までに新しい地域支援事業、日常生活総合支援事業と呼ぶそうでもありますけれども、これに移行されることとなりました。全国一律でのサービス提供基準によらずに、それぞれの地域で特色のあるサービス提供を行うように改正されたことと、地域包括ケアという概念が示され、地域のさまざまな資源を総動員して、その人の日常生活を支えていこうというものであります。

町ではあいのわ銀行の再構築を決めて、準備を進めていましたので、あいのわ銀行を活用した南部町独自の地域支援事業の展開を考えているところであります。具体的には訪問介護の生活援助部分を担っていただくことはできないのかと考えております。今年度は基金の精算を含めて、旧制度の整理を行う予定でございますが、介護保険制度の見直しが行われた結果、地域支援事業や地域包括ケアシステムの構築を視野に入れながら、平成27年度からの再構築に備えたいと考えております。

次に、小中一貫教育についてでございます。これは教育長のほうから答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、取り組みの契機についてであります。これまでの議会でもお答えをしてみたいしましたが、いわゆる中1ギャップへの速やかな対応とともに、全国各地での教育特区による先進的取り組みが一定の成果を上げ、一貫教育の必要性が広く叫ばれていたことによります。また、私自身、町内の教職員がお互いの学校での指導内容を余りにも理解をしていない現実に驚かされたことも要因の一つでございました。

次に、どのような目的を持っているのかということでもあります。まずは、中1ギャップの未然防止や中学校進学に対する不安感の軽減がその主要な目的となることは当然のことではありますが、同時に小・中学校間の教職員の人的交流を促進し、相互の学力観や指導観、評価観等の共有化を図るとともに、相互の違いを認め合い、学び合いながら、義務教育9年間のスパンで教育活動を展開していくことを狙いといたしております。

3つ目のお尋ねでございます。小・中の教育課程をどのようにすり合わせているのかということでございます。一貫教育を進めるためには小・中学校相互の教育課程の系統性を確保していく

ことが必要であります。そのためには小学校の教員はみずからが指導する内容が中学校における学習にどのようにつながっていくかを理解しながら指導することが必要ですし、中学校の教員は小学校における学習の到達状況を把握した上で指導することが求められます。具体的には授業の相互参観や小・中連携推進の研修会、教科ごとの情報交換等を行いながら、一貫する教育課程の充実に取り組んでいるところでございます。

次に、教育課程の区分を考えているのかとのお尋ねでございます。教育特区では9年間の教育課程を4・3・2あるいは5・2・2等に便宜的に区分し直し、区分ごとに教育活動の目標を設定するといった取り組みも見られますが、本町では当面、区分し直すのではなく、まずは滑らかな接続のための系統性を重視をしてみたいと考えております。

次に、児童生徒の反応はどうかとのごことでございます。西伯小学校では小中一貫の観点から法勝寺中学校での授業体験等に取り組んでおります。中学校の教室で受けた中学校の先生の授業が楽しかった、もっと中学校での授業を受けたい、よく知っているお姉ちゃんが中学生らしくてすごいと思ったなど小学生にとって貴重な経験となっているようでございます。また、昨年度までの3年間、小・中間での教員人事交流を行いました。発達段階に応じた声かけや、児童生徒理解の方法等について、それぞれ新しい発見があり、極めて有意義であったと報告を受けております。

6点目の御質問でございます。小中一貫教育は上部機関へ報告すべきことか、またこのことによって教職員の加配はあるのかとのお尋ねでございます。義務教育6・3製の学制変更を伴う小中一貫については教育特区として実施することが認められるものでございますが、そうでない場合、国や県への報告義務はございません。また、一貫教育を目的とした教職員の加配措置もございません。

次に、保護者への説明についてでございます。これまでお答えしてまいりましたように、小中一貫教育は特別な教育活動や指導を行うわけではありません。PTA総会等を通じた当該年度の学校経営方針の中にその狙いや趣旨が生かされていると認識をいたしております。

次に、効果の現状についてでございます。議員におかれましては、十分御理解いただいていると推察いたしますが、教育効果につきましてはコミュニティースクール制度の導入や、小・中連携の推進等、さまざまな取り組みが相互に作用し合いながら、望ましい結果につながってまいります。小中一貫教育に取り組んだからという視点だけではありませんが、小・中の教職員がそれぞれの指導を意識する意欲が高まったことや、小・中連携の必要性を強く認識し、行動化できるようになったことは好ましい結果と思っております。また、中学校におきましては、4年前まではほぼ10名を超えていた不登校生徒の数が平成23年度以降、5名、3名、2名と減少してい

ることも成果の一つと考えております。

最後のお尋ねは、達成目標を伺うとのことでございます。当面の目標は小学校から中学校への滑らかな接続の充実、強化を促進し、まさに小・中が融合した9年間の教育活動をコミュニティースクール制度の上に展開することです。また、小中一貫教育を支える取り組みとして保小連携を一層強化する必要があると考えております。こうしたことによって初めてゼロ歳から15歳までの一貫した指導が実現し、本町教育振興基本計画に掲げる心豊かな自律した子供の育成に迫っていけるものと確信をいたしております。

今後とも大所高所から御指導、御助言賜りますことをお願いをし、お答えとさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷でございます。現状を踏まえてそれぞれにしっかりとお答えいただきましてありがとうございます。

1点目のあいのお銀行でございます。27年度からの実施に向けて、今再度構築中だということ、なかなか難しい作業だと推察されます。この介護の必要な認知高齢者が厚生労働省の推計では2012年、300万人を突破し、2020年には400万人を超える見通しだということでございます。国のほうでは昨年4月から認知症施策5か年計画（オレンジプラン）を開始されて、従来の施設中心からできるだけ在宅ケアを充実させて、住みなれた地域で暮らし続けられるようにするとの方針を転換されたと聞き及んでおります。このように地域で暮らしていけるようにするってということにつきましては、あいのお銀行が介護保険と地域との生活をその間を取り持っていていただくといえますか、そのあたりを埋めていただくって言い方はおかしいですけども、そのようなところに大きな役割を示されておるものと思います。

今、西町の郷に、今は東西町のほうのコミュニティースクールがしております西町の郷、町長も何度か足を運んでおられて、よく御存じだと思います。ああいうことも一つのこのような流れの中だと思います。それで、先ほどからそれを含めたものとして、地域包括ケアシステムの実現ということは今後していくということにつきますと、なかなか私の頭では今、何をどうってことまでの、大き過ぎてよくわかりません。先ほど、東西町の西町の郷というものにつきまして、町長はどのような評価をされておりますでしょうか。なかなか、皆さん熱心にしておられまして、通っていらっしゃる方、利用されている方は明るい1日を過ごされておるように見受けておりますが、町長の評価はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。



○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。西町の郷の評価ということですが、一言で言ってしまうと、本当にすばらしい取り組みだということに私は高く評価をいたしております。特に、これは行政のほうがかんたん指導していったのではなくて、住民の皆様、特に地域振興協議会を核とした福祉の一つの姿であって、そういう面からも町民の皆さんのこの自主的な自立的な活動ということですが、すばらしいものだ。地域包括ケアシステムというのが今言われておりますけれども、厚生労働省のほうのホームページにもこれが紹介されておまして、今、全国から視察がたくさん来られるというようなことで、いずこの自治体もどのように進めていったらいいのか悩んでおられるわけでありまして、そういう中で一つの答えを提供しておられるのではないかと、このように思っております。私の希望としては、各振興協議会に最低1つか2つぐらいはあのような住民主体のボランティア活動が育っていけば、かなりこのそれぞれの地域でそれぞれの地域の高齢者の面倒を見ることができるといえるように思うわけでありまして、これを期待しているわけでありまして、

内容的には、もちろん元気な、まだ介護が必要ないような、状態ではない方も行っておられますけれども、そういう高齢者の方も自分でできるサービス、ボランティアというものを、本当に手のかかる方にまたサービスを、自分でできることでしてあげるといえるということで、私は非常にいいなと思っております。一切合財全部してもらおうのではなくて、できることは自分で、できない人のためにサービスを提供していただけるというような入所者同士の姿もありますし、非常に感心して見ておるところです。評価をしております。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷です。非常に評価していただきありがとうございます。この西町コミュニティーホームが西町の郷だよりって、このことを初めて出しました。ごらんになるかとは思いますが、この中で利用者さんとスタッフさんとの温かい交流の中で、お互いに新しい、昔からそうだったのかと錯覚するような家族関係が醸成されつつあることが感じられ、この事業に携わる一員として大変うれしく思うというふうにも書いておられます。手応えを感じて進めていただいているんだと思います。そして、将来にわたってこの事業を継続しなければならないという責任の重さも、これも再認識していただいているということでございます。なかなか厳しい経営状態だとは思っております。国のほうでは、先ほど申し上げましたように、この住みなれた地域で暮らし続けられるようにとの方針がなされたということにつきまして、このようなコミュニティーホームに対することの支援とか、そういうようなことは何か動きがあるのでしょうか。地域に任せっきりで全部ボランティアでやれって、このもちよっと酷なような気がするんですが、そのあた

りあいのわ銀行の手助けもあったりするのでしょうか。そのあたりいかがなものでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。このコミュニティーホームについては、厚生労働省も非常に高く評価をしてホームページに掲載しているほどですから、評価をいただいているということは間違いありません。ただ、この事業が県と町との事業でスタートいたしましたので、国のこの施策にのるのかどうなのかということについてはまだ定かではありませんけれども、私はこういう全国でさまざまな取り組みがありますから、一つ一つを国がこれを補助するとかしないとかそういうことではなくて、包括的にというんでしょうかね、そういう地域独自のさまざまな取り組みに総合的に支援をしていくという方向で支援をいただけるのではないかと、今後そういう制度がつくられるのではないかと考えております。

結局、国があんまり小さいところまで口を出して、箸の上げおろしまでああだこうだとかうやうやのような時代ではもうないわけでありまして。それぞれの町村が特色のある取り組みをする、それを総合的に支援をしていくというような方向に今間違いなく変わってきておりますので、そういう中で該当するような事業があれば、どんどん申請もしていきたいというように思っておりますが、何としても新しい包括ケアシステムの一つのスタイルですから、ぜひ国のほうからの支援も要請していきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 新しい取り組みで、担当なさっている方も非常に御苦労されておりますし、資金的にも、さくらまつりなどで干物を売ったことの本当のわずかな収益ですが、それを充てたり、さつき祭でのいろいろな物事の部分も充てたりとかして、本当に汗も流しているようにも聞いております。そういうようなことがございますので、本当にこのような取り組みが南部町で次々とでき上がっていくためにも、その辺の御配慮をよろしくお願い申し上げておきまして、このあいのわ銀行のことは終わらせていただきたいと思います。

町長は十分に御認識なさっておりますので、これ以上のことはお尋ねしなくてもいいのかと思いますが、町長、何かつけ加えられるようなことがございましたら、私の質問の至らないところを補足していただけてもと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。先ほどの答弁でもお話ししましたがけれども、あいのわ銀行を再編をして、27年度から新しいスタートを切りたいと、このように考えておきまして、その辺

のスケジュール的なことをちょっと申し上げておきたいと思っておりますけれども、一応、制度説明、改正の方向などについて振興協議会や介護施設、障がい者施設などに制度をヒアリングして、制度の方向性などを明らかにしていきたいというのが大体7月末ぐらいまでに行うという予定であります。それから、条例ですけれども、12月議会に改正条例を提案をさせていただきたいというように思っております。それから、今は申告だけでありますけれども、いきいき手帳というような手帳をつくって、会員さんに持っていただいて、それにスタンプの押印をするというようなことを通じて、今まで以上にこの点数管理をはっきりさせていきたいというように思っております。

そういうこと、それから一度精算をしたいというように思っております、この精算については精算もできるし、それからさらに26年度から始まる新しい仕組みにそれをそのまま引き継ぐこともできる、御本人さんの選択ということに委ねるように考えております。

それから、例えば40歳ぐらいで始めて、75歳ぐらいでそのサービス受けるように今度は立場が変わるということで、35年もあるわけですから、こんなに長い期間管理し続けるというのはえらいのではないのかということで、一定の期間で、1年だとか2年だとか、精算をきちんとするようにしたいと。それから点数を町内の商店でも利用できるようにしたらどうかというようなこと。それから、記録会員の皆様にも一定のその御苦労さんでしたというような、点数に応じて商品券と交換するというようなことも考えてあります。

それから、10周年があるわけでごさいます、こういう町の記念行事などの折に、ちゃんと活動が顕著だった方の顕彰をしていこうと、表彰などもしていこうというようなことも考えております。

それから介護保険制度との関係なんですけれども、介護保険制度が今度、さっきも言ったように市町村事業に要支援の方の訪問介護の部分などが変わるわけですけれども、このあたりがまだはっきり詰め切れていないわけでありまして。いわゆるフォーマルなサービスと保険で認めたサービス、それ以外をあいのお銀行で補完をしていくと、一層暮らし全体を支えていくというようなイメージを持っているわけですけれども、市町村事業になりますから、市町村で判断するようになると思うんですよ、サービスもね。ですから、その辺を事業者の方とこれは介護保険、市町村事業のフォーマルな部分と、それから選択のできるサービスはさまざまありますから、そういう部分についてはこれはお一人お一人によって違うと思っておりますから、そういうところを具体的にコーディネートというんでしょうかね、調整をしていく作業がこれから必要になるのではないかとこのように思っております。

保険で保険給付はこれだけですよってというのがはっきりしますと、それ以外のものをあいのわ銀行でじゃあ対応しましょうということになるでしょうけれども、保険給付ではなくて市町村事業でやれということですから、市町村事業のじゃあこれとこれは事業でやりましょうと、それからそうでない部分については銀行を使ってやりましょうというようなすり合わせをせんとうまくいかなのではないかなと思って、今ちょっと頭を悩ませておるわけでありまして。そういうことをしながら、国の言っております介護保険の一層の充実に向けてやっていこうというように考えております。これが両者が生きる道ではないかというように思うわけです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷です。より具体的にお話しいただきましてよくわかりました。

まだまだ道は遠いんじゃないのかなというふうに感じました。それと、中で記録会員の方にもその成果を認めてあげようという、記録会員の方、それとちょっとしたボランティアの方の中にはこれボランティアだけん、点数も要らんし、何にも要らんしっていう方もあります。そうして聞きました。ええだがん、このくらいのことは今まで世話になった町村だけん、すればって。しかしながらそれはそれとして、そういう方の一定に評価していただいて、その後の商品券か何かよく今はわかりませんが、それをまたどこかのそういうところに寄附でもされるような、そういうこともあり得ることですので、そういうふうにすると、記録会員だけん、してもせんでも一緒みたいなもんだっていう考えも違ってきて、より協力していただけるのではないのかなと思います。まだ今後たくさんな作業もございますし、難しい点もございますが、どうぞよろしく願いしたいと思います。

この地方議会ってということで6月号にこの地域包括ケアシステムの実現に向けてってところの特集が組んでありまして、私もちょっと中を読みましてところが、この地域包括ケアシステムは単なる制度をサービスの整備だけではなく、地域づくりという面がクローズアップされていますということで、先ほど町長がおっしゃったように、より広く範囲が広まっていくと思います。よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、教育委員会のほうでございます。小中一貫教育、何度も何度もお尋ねしておりまして、本当にありがとうございます。また持ってきたかっていうようなお考えもあるかとは思っています。2年前のちょうど24年の6月にも小中一貫教育を質問しております。その折にもさまざまに本当に詳しく説明も受けておりますが、改めて新しいこの学習指導要領ができましたので、今回総合的に質問させていただきました。この教育基本計画の大きな柱を実践に移されていることは、実際にこういうふう現場のほうでもあらわれておりまして、議員の皆さんのお手元にもあると

思います。西伯小だよりでは自律した子供、きちんとできる子供っていうのを狙って、7つの決まりっていうようなものもちゃんと太字で書いてしっかりと認識していただくようになっておりますし、会見小のほうからは南部中学校校区の自立から、みずから立つということからみずから律する自律共生へっていうことで、ちゃんと保護者の方にもわかるように書いておられますし、それから南中のほうでもこの地域に出かけて人と触れ合う活動っていうふうに、ちゃんとそのような趣旨を踏まえた活動をなさっております。

これについて、5月17日、土曜開校のふれあいデーということで、私も今回は全部回り切れませんで、南部中校区のほうをずっと回ってまいりました。本当に、地域と生徒たちが活発っていいですか、生き生きとして過ごしている姿を目の当たりにして、こういうような土曜開校ということにつきましては本当に従来にないような、そういう取り組みが功を奏してくるのではないのかな、第1段階としてはお天気にも恵まれよかったなと思っております。西伯小学校の4年生はクリーンセンターがお休みなのにあけていただいて、それで見せてもらったという、本当に学習の引き続きっていうことも土曜開校の中に取り入れられておられて、いいことだなと思っております。これは余分なことではございません。

それぞれ9項目にわたって先ほど詳しく説明していただきました。その中で、どのような目的を持って取り組んでいるかっていうことで教師間の学力観、指導観、評価観の共有というふうにございました。先生方とお話ししたりする中で、このキャリア教育っていう言葉がよく出るんです。それで、私、キャリア教育っていうのは何かのいろんな仕事の中からどれを見つけるっていうような、そういうものかな、進路指導のようなものかなと思っておりましたら、どうも違うようなんですが、私たちは学んできておりませんが、このキャリア教育についてざっくりとどういふような、ざっくりでなくても結構ですが、どういふようなものなのかちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。キャリア教育についてということでございますけれども、議員がおっしゃったように、以前は進路学習とか職業教育とかいろんな形で自分たちの将来についてどういふふうにか考えるかというようなことを学校のほうでも指導してまいりました。このキャリア教育っていうのは、それも十分その一つなんですけど、ただ進路を考えるだけではなくて、まさに生き方について、自分が将来設計をどういふふうにか考えていくのかというあたりを学んでいく部分がキャリア教育ということになっております。

本当に自分が今学んでいるのは何のためなのかとか、中学生ぐらいになると言ってまいります。

何で勉強せんといけんだろうみたいなことを言ってまいりますが、将来のためだみたいな一言で片づけてしまうのではなくて、自分の将来を考えたときに、例えばこういう職業につきたいいうときに、例えば今でもワールドカップをやっておりますが、サッカー選手になりたい、みんながなれるわけではありません。でも、さまざまサッカーにかかわる職業であったり、いろんなことがございます。そういうことをやっぱり教えていく中で、その子に応じた生き方とか職業選択とか進学を選択とか、そういうことを先生方がいろんな引き出しから少しずつ話をしていく中で、子供たちが自分の夢を実現するためにどういうことをやっていくのかということをやっていくものでありますので、さらに言うと地域の方々においでいただいて、先輩に学ぶというような活動もしてまいっておりますが、直近の高校生の話もあれば、年配の方の職業を選んだ当時の思いとか、そんなことも聞かせていただく中で自分の将来について学んでいく、教育をしていくというのがキャリア教育でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。本当に、今説明していただきました中で、キャリア教育っていうのが一つの科目ではないっていう、そういうことでいろいろな場面場面で、道徳教育もそういう側面もございしますが、そういうことでよろしいんですね。

何かよくわからなかったんですよ、キャリア教育キャリア教育って耳にするんですけども、そういうことでいろいろな将来に向けてのいかなる場面でも自分で選択して勝ち取って生きていくっていう、そういうことを目指したものだっていうことで、ありがとうございます。

私、ある番組見ておりましたら、それに関連したようなことなんでしょうかね、何かアメリカのデューク大学のキャシー・デビッドソン教授っていう方が言っておられるということで、今の子供たちが大人になったときには65%は今ある職業でない、まだ存在していない職業につくんだっていうようなことを言っておられるっていうことを耳にしたことがあります。何か、私なんか想像ができないことなんですけども、前回もリニアコライダーの話もいたしました、本当にどのような世界が来るのかわからない、その中で生きていく子供っていうのは、先ほどおっしゃいましたキャリア教育というのが本当に大事っていうことがよく理解できました。

それと、次の小・中での共同の一貫教育っていうものが、一貫カリキュラムっていうんですか、そういうしっかりしたっていうようなものはまだおつくりではないっていうことなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。カリキュラムっていうものにつきましては、それぞれ現在はまだ小学校、中学校別々でございますので、現在、小中

一貫校ということになりますと、鳥取県内ですと若桜学園と湖南学園が小中一貫校ということでやっております。そういうところになりますと、9年間を見据えたカリキュラムというのを作成しておりますが、現在、南部町では一貫校ということで一貫教育を進めておりますので、そのあたりではそれぞれが教育課程はつくるんですけども、そのときに先ほど教育長が答弁でも申し上げましたが、それぞれを見据えて、小学校の先生は小学校6年で卒業させるんですけども、中学校3年間を考えて、中学校卒業時にどんな力をつけたいのかっていうことでカリキュラムを作成する。中学校の先生方は逆に、今までは中学校の3年間だけを見てカリキュラムをつくっていましたが、そこに、それ以前に小学校でどんなことを学んだのか、近年いろいろ教える内容も変わってきてまいりましたので、そのあたりも中学校の教員も勉強して、こういう6年間で学んだことを中学校3年間で膨らますんだというふうにカリキュラムを一緒に考えていくということで、別々のカリキュラムで進む、それぞれ相互に関連をしているということでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 私がこの小中一貫教育についての通告をしましたのが5月でございました。6月に入りましたら、教育再生実行会議でしたでしょうか、あそこから一貫校とか一貫教育とか、それを制度化するとかってというようなお話が出てまいりましたが、このことに対する影響、不利になるってというようなことを、または逆に得だになってというようなことってものを、こういうことは考えなくていいのか、それとも何かその辺の対策っていうものがあるのか。それと、そうではなくって、いや、こういうような考えで今いるんだってというような、どれをどの部分からでも結構でございますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。再生実行会議が一貫校、市町村の裁量でできいやにせないけんなどということで、基本的には私はいい方向といいたいまいしょうか、好ましい後押しだなというぐあいに私自身は思っております。

実は、小中一貫教育については、相当前からこういう方向を目指したいということを議会でも何回かお答えをしておるところでありますけれども、改めてこうやって再び三たびと御質問をいただく中で、やっぱり非常にある種のスピード感という観点からすると、時間がかかるなあっていうぐあいに私自身正直に思っております。

学校という組織といいたいまいしょうか、あるいは学校の先生方とおつき合いをしなくなっておりますけれども、学校の文化というようなものがありまして、非常にその新しい考え方、新しい取り

組みについて移行していくのに非常に時間のかかる組織であるということは否めない事実だろうというぐあいに思っています。そここのところを何とかしっかりと支援をしながら、早く一定の方向性へ持っていくってところの後押しをするところが、また我々の仕事でもあるわけでありますけれども、少し時間がかかり過ぎているなあという感はしています。

そういう意味からすると、小・中連携は着実に進んできておりますし、そういうぐあいに教員一人一人が連携をすることの重要性、大切さというものを非常に認識ができるようになりましたので、そこまで来れば、あとは自分たちで教育委員会にやいやい言われなくても、自分たちでこう歩んでいける土壌といいたいでしょうか、そういうものはできたんじゃないのかなあというぐあいに思っておりますので、少し急ぎ足になるように、さらに支援をしてもらいたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 杉谷です。いい方向だっというような、教育長のお言葉を聞きまして、ああ、よかったなっという気持ち、安堵した気持ちもございます。

そこで、この9項目めの達成目標をお聞かせくださいってお尋ねしたときに、保小の連携っていうこともおっしゃいました。保小連携も重大ですし、初めに申しあげましたようにスタートプログラムっていうものも我が町ではもうできて3年になるんですかね、何かもうかなりたっていると思います。県の教育委員会のほうでは、平成25年3月に鳥取県幼児教育振興プログラムっていうものを作成されて、鳥取県の目指す幼児の姿、遊びきる子供っていうことを実現するために、幼保小の円滑な接続に向けた幼保小連携カリキュラムを作成して、ことしの3月には配付されているっていうことなようです。

このちょっと関連になってまことに申しわけないんですが、この鳥取県幼児教育振興プログラムとか、幼保小連携カリキュラムっていうものは、今後、我が町ではどのように位置づけていかれるんでしょうか。スタートプログラムっていうものをつくっておられますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。御質問いただきましたスタートプログラムと県が出したプログラムなりカリキュラムとの関連性ということではないかというふうに思います。

我が町におきましては、県が出すより先にスタートプログラム既にもう走らせておりますので、そういう意味では我が町が作り出したスタートプログラムにのっとなってやってまいりたいと思



いますけども、県が出しましたプログラム、それからそのプログラムを具体化するカリキュラム、その遊びきる子供、子供は本来遊ぶ、ほっといても遊ぶわけですけども、それをいかに学習になり、子供の発達につなげていくかということ、この遊びきるということで県は示しています。遊びに没頭するだったかな、幾つか項目を上げてましたが、その中で我が町もそういうことは参考にしなが、後から出てきたものにはその予算もございまして、新しいもののよいところを取り入れながら、今までやってきたことを進めていきたいと思ひます。

先ほど、教育長が申し上げましたように、小・中連携、小中一貫については随分進んできた感がございます。我が町の校長は5名ですので、5名の校長が校長会という形で既に連携をとっておりますので、本当に一つの学校のようなまとまりを見せております。そこに今度は保育園とのかかわり、保育所とのかかわりということでこのプログラムをもとに本当にゼロ歳から15歳まで一貫した学びが提供できるように教育委員会としてはやってみりたいというふうに思ひます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 教育基本法が変わって、幼児期の教育っていうものが平成18年でしたかしらね、あれから随分と保育園のほうのそのような指導ですね、ちょっと出てまいりません、ということで、随分と幼児期っていうことの教育っていうことに目が向いてまいりました。

私もこの遊びきる子供っていうことで、ホームページに出ておりましたので、こう中を見ておりましたら、本当に事細かに書いてあります。ということは、もう教育っていうのは保育園、ゼロ歳から始まるということについては、今までのような枠組みで考えるのではなくて、町長、これはもう少しこの体制的なこともお考えになっていかなければならない時代になっているのかなというふうにも考えます。何もここ一般質問で出しておりませんので、そういうようなことをお答えをいただこうとは思ひませんが、今後そういうことも視野に入れて、また教育委員会制度も変わっていくっていうようなこともございまして、お考え、ひとつ心にとめといていただきたいと思ひます。

ちょっと何か終わりが中途半端なようなことになりましたけれども、どんどんと、先ほど申し上げましたように、今の子供が大人になるころには65%が今ある職業よりもない職業につくような時代になるということを念頭にいたしまして、私たちが子供をしっかりと地域からでも見守っていきたくと思ひます。先ほど、私が教育委員会のあり方も変わるんじゃないのかなっていうようなことを思ひましたけども、教育長は最後に一言、その辺のところをどういうふうにお考えなんでしょうか。制度、保育園が別っていうことのことについてはどのような感触を持っておら

れるんでしょうか。この近年、随分と保育園のほうに足を向けておられるように感じておりますが、最後に質問させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。保育園との絡みにつきましては、やはり子供たちが5年、6年と保育園にかかわる時代になりました。半世紀以上昔の私は1年しか保育園に行っておりませんが、今の子は5年、6年と保育園で過ごしますし、あわせて教育そのものが子供たちを育てることが学校教育だけでできないわけでありまして、やはり家庭、お父さん、お母さんとの連携といいましょうか、タッグマッチといいましょうか、こういうことが非常に大事になってまいります。そういう意味では保育園に出されるお父さん、お母さん方とできるだけ早くから子供を育てることにに関してキャッチボールをしたり、あるいは応援すべきところはしっかりと応援をして、早い段階から義務教育9年間をやっぱり視野に入れるということが現実的には大変必要だろうというぐあいには思っておりますので、今まで以上に就学前教育といいましょうか、保育園とはかかわりを持たせていただけたらなあというぐあいには思っております。

この4月に総務・学校教育課長、我々は室長として迎えました水嶋、県のほうから迎えましたけれども、これはずっといわゆる就学前教育を担当してきておった、西部教育局で担当してきておった職員でございます。県には大変御無理を言って、うちのほうにも来ていただきましたのも実はそのあたりの意図がございまして、このタイミングでしっかりと保育園との連携をとりたいということでございます。

一、二、若干の補足をさせていただきたいと思いますが、小中一貫について、学校のほうがなかなかうまくスピード感を持ってってということで、もちろん先生方の意識のところもありますが、もう一つの側面はやはり学校教育がいろいろな課題解決に伴って仕組みを変えていったり、いろいろせないけん、そのときにやはり新しい課題に取り組みにくい、非常に教職員の多忙感みたいなものが言われとるわけでもありますけれども、なかなか落ちついて新しい課題に腰を据えて学校自体が取り組みづらいという日々の現実もあります。このあたりのところもやっぱり配慮はしていかないけんだと思っています。

このたび、学校を土曜開校ということで新しい動きをしましたけれども、これについては新たに全く学校用務にかかわらない、土曜開校にかかわる専任の加配を1枚いただきました。やはりこういうようなことも配慮を今後、県、市町村で話をしながら、課題解決に速やかに対応していく、それを担当していくような加配を、御質問の中にもございましたけれども、やはり考えていかないけんだろうなということを私自身は認識をいたしております。

そういうことも含めながら、速やかにさまざまな課題に対応ができる学校を目指して引き続き努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上で7番、杉谷早苗君の質問を終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をしたいと思います。休憩は20分、再開は20分からです。

午前10時08分休憩

---

午前10時20分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、3番、米澤睦雄君の質問を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、柿・梨の霜害についてと公民館の運営についての2点について質問をいたします。

まず、柿・梨の霜害についてでございます。本年の4月15日の未明から早朝にかけて霜が降りました。柿・梨の被害は県下全域に及びまして、被害額は合わせて4億2,000万円に及んだと新聞報道されました。南部町においても、浅井、高姫、井上、朝金地区を中心に柿・梨に多大の被害が発生し、柿・梨生産者が受けられた衝撃ははかり知れません。鳥取県は生産者の生産意欲の向上を図るため防除経費の一部を助成するほか、再発防止に向けて霜害防止対策を産地ぐるみで実践してもらうように取り組むとしております。南部町におきましても、今後、霜被害が続くようであれば、生産意欲の低下が懸念されます。柿と梨は南部町を代表する特産品であり、生産者に生産意欲を堅持していただくためにも町の支援策も必要と考え、質問いたします。

次に、公民館の運営についてでございます。公民館は社会教育法第20条から第40条までに公民館の目的、設置者、事業、運営方針、基準、職員等が定められています。また、公民館の設置及び運営に関する基準では公民館の健全な発達を図ることを目的とし、詳細な基準が定められているところであります。南部町におきましては、合併当初は西伯地区、会見地区にそれぞれ公民館があり、館長と職員がそれぞれ配置されておりました。しかるに現在は会見地区の公民館は取り壊され、西伯地区の公民館には館長、職員が配置されておられません。住民の生涯学習の場、コミュニティホールとして重要な機能を持つ公民館について教育長の所見を伺います。

1点目、現在の状況に至った経過をお尋ねいたします。

2点目、現在の公民館体制の現状を教育長の胸にある理想の公民館像と比較してどのような違

いがあるかお尋ねいたします。

3点目、7つの地域振興協議会には公民館部、または生涯学習部が設置され、それぞれ活動されていますが、どのように指導、連携されているか伺います。

4点目、西伯地区の公民館について、雨漏りがひどく早急な対策が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、公民館職員を配置していないことについてどのようにお考えでしょうか。

会見地区の公民館については、現在は各種教室、講演などについては天萬庁舎の3階を代替施設として活用されているようですが、それで公民館機能を十分果たしているのか。また、公民館が独立していない、専任職員が1人など、不備と思われる点が多いと考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

1点目の柿・梨被害でございますが、ちょっと質問要旨を入れ忘れておりましたので、質問要旨について、柿・梨の被害の質問要旨をいたします。

柿・梨の被害について1点目、南部町内におけるこのたびの柿・梨被害の概要をお尋ねいたします。被害戸数、被害面積、被害額、南部町全体に占める割合をお尋ねいたします。

鳥取県の行う支援策について伺います。

3点目は南部町の実行支援策について伺います。

4点目は来年度以降の霜被害をなくすには、霜被害の防止策が大変重要であると考えますが、そのための施設または備品の整備費の支援策は考えていらっしゃるのか伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 米澤議員の御質問にお答えします。

まず、柿・梨の霜被害についてでございます。このたびの霜害につきましては、果樹栽培を営まれている農家の方のお話をお聞きいたしましても、過去に例がないほど甚大なものであり、農家の方のこれまでの御努力とこれからの御苦勞を察しましていたたまれない気持ちで言葉もございません。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、御質問の被害概要でございますが、4月15日の未明から早朝にかけて、各地区でマイナス2度からマイナス4度くらいと厳しい低温に遭遇し、降霜により高姫、浅井、井上、朝金、上野を中心に柿・梨などに多大な被害が発生しました。この時期は、柿については展葉の初期、梨は交配直後という、低温に一番弱い時期と重なったために被害が大きくなりました。柿につきましては30%程度の被害で、被害農家戸数は50戸、被害面積は約8ヘクタールのうち約4ヘ

クタールで全滅という状況でございまして、例年対比で9,000ケースの減、3,000万円程度の損害となり、梨につきましては15%程度の被害で、被害農家12戸、被害面積約1.6ヘクタール、例年対比で4,000ケースの減、1,500万円程度の損害を見込んでおります。しかしながら、現在、被害が確認されていないものにあっても、今後の結実していく過程で品質低下の懸念もあることから最終的に被害戸数、損害額はふえる可能性があると考えております。

次に、この霜害に対する県の支援策でございまして、既に決定されているものでお答えさせていただきますと、3割以上の収量減が見込まれる農家に対して、病虫害対策で行う緊急防除に要する経費に10アール当たり1,300円を助成することが決定されております。町としましては、昨年のひょう害などのときと同様にこの制度に上乘せを行い、農家の負担軽減を予定しております。今後、助成の方法や金額などの概要が固まりましたら、議会のほうへ御相談させていただくこととしておりますので、その節にはよろしくお願い申し上げます。

次に、来年度以降の対策などでございまして、今回の被害を受けて、平井知事みずから現地への視察にお越しをいただきました。その際、農家の方の生の声をお聞きになりましたが、私のほうからも、産地を守ることも対策等について検討していただきたい旨を要請しております。

議員御指摘のとおり、現在、県では燃焼法や防霜ファンの設置など、霜対策に関する施設などの導入について助成制度を含め検討中であると伺っております。その実現について期待しているものであります。町としましては、県が示す対策などと協調しながら農家への支援を進めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、柿・梨は南部町の特産物であり、果樹産地として将来に向けて維持、発展させていかなければならないと強く考えておりますので、果実部などを通じて農家の御意見を伺いながら、希望に沿った形で県や農協といった関係機関と協議をしながら、適切で有効な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

公民館運営については教育長のほうから答弁を申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 米澤議員の御質問にお答えをしておりますが、一つ一つの具体的な御質問にお答えする前に、公民館体制の現状についてお話をしていきたいと思っております。

本町の公民館は平成22年度の天萬庁舎の改修により、庁舎3階及び2階の一部を南部町公民館とし、旧西伯公民館は町公民館さいはく分館として位置づけております。分館は現在、指定管理をお願いいたしており、施設の管理、運営業務の一部を担っていただいております。

さて、まず、公民館体制が現在の状況となった経緯についてでございます。議員も御承知のように、合併時、両町間の公民館体制はそれぞれのまちづくりのあり方を反映し、異なっておりました。そのため、新町発足を踏まえ、直ちに公民館のあり方を模索するという重要な課題があったわけですが、並行して地域振興区設置による新しい町の仕組みが論議され始めましたので、その推移を見きわめなければ結論が出せませんでした。結果、その枠組みとして旧地区公民館エリアが想定され、その活動も地域振興協議会が担うということで現在に至っております。元来、地区公民館の役割はより住民の身近なところに学びの場を提供し、学びを通して当該地域の課題解決に資することにありますので、地区公民館活動を地域振興協議会が担うことは当時の公民館が抱える課題の一つの解決策として捉えたところでございます。

次に、現在の公民館体制は教育長の理想と比較してどのような違いがあるのかとのお尋ねでございます。私は教育長就任時、地域とともに歩む学校教育とともに地域の自立を支える社会教育をその目指す姿として掲げました。先ほども申し上げましたように、これからの公民館を考えたときに、かつて担ってきた個人の生きがいづくりや仲間づくりに終始していたのでは生涯学習社会の到来を視野に入れたときに、その存在意義が問われるのではないかと危惧をいたしておりました。そういった意味では、現在の方向性については選択肢の一つであったと考えております。ただし、その方向性を支える職員等の専門性や社会教育の拠点としての公民館施設の現状については課題があると認識をいたしております。

3つ目の御質問でございます。地域振興協議会の関係部会をどのように指導し、連携しているのかとでございます。各地域振興協議会とのつながりにつきましては、平成20年度より懇談会を定期的で開催し、情報交換や意見交換等を行っております。この会合には町の公民館担当職員と地域振興協議会の生涯学習部や公民館部の部長さん等に御参加いただき、毎年3回程度開催をしてきました。このことによって、お互いの悩みを打ち明けたり、取り組みのアイデアを交換し合ったりしてまいりました。昨年5月には公民館が主催をし、地域振興協議会の職員や公民館部、または生涯学習部の皆さんを対象とする社会教育講演会を開催いたしました。地域づくりを進める上での社会教育の視点がいかに重要か、生涯学習が地域にもたらすメリットなどについて研修をしていただきました。また、今年度におきましてはさきの3月議会で同僚議員の御質問にお答えしましたように、関係部員さんや事務局職員さんを対象とする研修会を計画し、現在調整中でございます。地域振興協議会は地域における生涯学習や地域づくりに取り組むコミュニティー施設として地区公民館的な役割も果たしていただいておりますので、引き続きしっかりと連携、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、さいはく分館の雨漏りをどのように考えているのか、また、職員未配置についてはどうかのお尋ねでございます。

まず、雨漏りの件でございますが、その都度、防水対策を行って対応いたしておりますが、簡易な修繕では対応できなくなっている現状もございます。特に大雨のときには利用を控えていただかなければならない状況もあると承知をいたしております。町長マニフェストも視野に入れながら、当面、利用者の皆様にできるだけ御迷惑をおかけしないよう、必要な措置をとってまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、職員配置についてであります。現在、南部町公民館職員としては専任の職員1名、兼務の職員1名で分館業務を含め担当いたしており、人権社会教育課内に席を置いております。さいはく分館にも専任の職員を配置することは望ましいとは思いますが、役場あるいは教育委員会部局全体の職員数を考えた場合に、分館に専任の者を配置することは難しいのが現状でございます。日ごろより人権社会教育課職員全体で公民館業務を支えるべく指導いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

最後のお尋ねであります。天萬庁舎の活用で公民館機能が果たされているのか、公民館の独立や専任職員の少なさをどう考えているのかとの御指摘でございます。天萬庁舎を活用した南部町公民館の開設は旧会見公民館の差し迫った老朽化対応と庁舎の有効活用の両面からの整備でございました。そのため、今後求められる公民館の十分な機能を有しているとは認識をいたしておりません。教育委員会としましては、近い将来、中央公民館の機能を有した社会教育の拠点となる施設が必要であると考えております。

また、公民館の独立性につきましては、私は必ずしも独立館が望ましいとは考えておりません。これからは逆に、多様な機能と連携、融合した複合施設をイメージすべきではないかと考えております。職員配置につきましては先ほどお答えしたとおりであります。今後見込まれる新しい社会教育の拠点施設に絡みまして、さまざまな角度から職員のあり方、職員の資質や専門性等、検討すべき課題だろうと認識をいたしております。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） このたびの霜害につきましては、先ほど町長がおっしゃいましたように、生産農家には大変なことございまして、これからの柿・梨の生産についてやはり相当な支援をしていかなければ、なかなか生産者の意欲がしぼむんじゃないかと。来年度以降も霜被害が頻繁に出るようでありましたら、生産者は本当に意欲をなくしていく。実際に生産者の方も

そういうふうと言っておられた生産者もいらっしゃいます。そういう面からでもやはり相当な支援が必要でございますが、先ほど、県の支援についてお尋ねいたしましたときに、霜害対策の緊急支援事業の補助金が5ヘクタール以上で3割以上の収量減が見込まれる農家ということでございました。3割以上の収量減が見込まれる農家ということは、3割未満の収量減が見込まれる農家でも非常に大規模な農家がございます、その大規模な農家についてはいわゆる防除費用がかかるということがございます。その3割未満の収量減の経営農家には県ははっきりとした態度を打ち出しておりますので、町のほうでもやはりその辺の支援も必要ではないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。3割という一つの足切りがあるわけですがけれども、一応、私が承知しているところではまだそういう希望が出て、取りまとめができていないということです。さっきも申し上げたように、今後さらにひどくなるかもわからんし、それからどのような展開になるのかわからんということもあります。

それと、米澤議員の御質問で、私も同じような気持ちで農家の皆さんにいろいろ働きかけもしているわけですがけれども、全員が全員、柿産地をそのまま続けたいというぐあいにはおっしゃいません。この際やめてしまったらどうかというようなこともおっしゃるわけで、なかなか高齢化が進んで後継者がいないというようなこともあって、ちょっと生産意欲に陰りが生じておるといようなことであります。

ただ、ちゃんと後継者、若い人がいて、意欲を持って取り組んでおられる人もたくさんありますので、そういう個々のきめ細かな対応をしていかなといけんのではないかと。とにかく3割にならんのは全部切り捨てだとか、3割以上は全部支援をするというようなことではなくて、もうちょっと個々のお気持ちを聞いて対応していきたいもんだなあと思っております。

霜害の対策で大きな風車をつけて、よく静岡県の方の茶畑で見られるわけですけど、そういう対応もあるわけです。これは国の補助がありますけれども、これは希望がないということでもあります。もっと簡便な方法で霜対策をしたいというお気持ちのようでありまして、その辺を、例えばさっきおっしゃった物すごい大規模農家で、3割にはならんけど規模が大きいので非常にその大きな被害があるというような方、そういう方が、例えばその今考えておられるペール缶というような灯油をたいてやるようなことを園地全部で対応できるのかどうかいったら、これはなかなか私は難しいのではないかと思う、あんまり大きな面積ではね。ですから、これは被害との程度にかかわらず、大きな扇風機でも風車でもつけるような支援を進めたほうがいいのではないか



というようなこともあって、いろいろな個別な対応をしていきたいもんだと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 先ほど町長の答弁で非常に個々の農家の個別的に見てきちんとした対応をとっていきたいというふうなお答えがございましたが、私、非常に今喜んでおるところでございますけれども、問題はことし霜被害がございましたが、やはり来年度以降、やはり霜被害が続くようであれば、やはり生産者の意欲はもう完璧に低下をしてしまうということで、先ほど町長のほうから、例えば送風機とかいろんな今話がありました。どうも町内ではそういうのをつけるんじゃないと、灯油をたいてやりたいということでございますけれども、やはり大規模農家については、そういう送風機とかそういうものをつけていかなければ今後とも霜被害が続くであろうというふうに考えますので、ぜひとも町のほうでそういうことを指導していただきたい。鳥取県のほうも指導していくと思っておりますけれども、その辺を積極的に指導をしていただきたいと思っておりますが、ただし、今の施設整備、国の補助金があるような施設整備もあるように言われましたけれども、例えばそういうものをつけた場合に、やはり町のほうも何らかの支援が必要と考えますけれども、その辺はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。大きな扇風機については、国が2分の1の補助をいたします。それに対応して県、それから生産者の自己負担というようなことで補助制度があるわけでありまして。したがって、それに対して町のほうも生産者の負担を減らす方向で対応していきたいというように思っておりますが、実はその1反に最低2基ぐらいはないといけんということです。1基が大体50万ぐらいかかる、経費がかかるわけです。2基で最低100万ぐらいはかかる。半分は国の補助があり、それからさらにその半分ぐらいを県が出すにしても、いずれにしても相当な投資をせんといけん。それから電気代というようなこともあるわけです。

それから先ほどちょっと申し上げたペール缶というのですけれども、これはバケツにキッチンペーパーを入れて、灯油とキッチンペーパー入れて大体2時間ぐらいたくということ。大体5メートルに1カ所ぐらい置いてたくわけですから、物すごい数になるわけですよ。だけど、10アール当たりこれだった1万6,000円ぐらいでできるということ。これは灯油が7,500円。キッチンペーパーが25ロールで1,000円。それからペール缶が50個、7,500円と。これは再利用が可能だということで、全国的な柿の産地ではこういう取り組みがなされておるということで、そういう簡便な方法があるんなら、そっちがええなということで、今、生産者の方はそういう方向で対応しようかということをおっしゃられます。ただ、さっきも

言うように、大きな農家にそんな提案してみても、これはちょっと手間が要って大変だというように思うわけでして、やっぱり根本的な解決には大型の扇風機ですか、送風機ですか、そういうものを補助制度を導入して対応したほうがいいのではないかと、このように思っております。さっきも言うように果実部などを通じまして意見集約をして対応していきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 霜害対策緊急支援事業の補助金については丁寧な御説明でわかりましたが、別の県のほうから仕入れた資料では、もう一つ、果樹と経営安定資金というのがあるように聞いておりますが、その内容についてちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。議員が言われました事業でございますけども、それは農家が資金を借りられる場合の利子補給をするという事業になります。具体的な率等はそれぞれ変わりますので、きちっと要項の中に書いてあるというわけではございませんけども、あくまでもその利子の補給をして支援をするという形の事業でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） この果樹と経営安定資金ですけれども、先ほど簡単に説明されたんですけども、県のほうから入手した資料では10アール当たりの融資限度額とか利子補給期間なんかも書いてあるんですけど、利子補給期間は3年以内に間違いございませんか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。そのとおりでございます。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） これからの柿・梨の果樹、経営安定については非常にこれも大事な再生産のための大事な資金でございますので、これも鳥取県のほうにきちんとやっていただきたいと思えます。

次に南部町の行う支援策、先ほど町長の答弁では、これから状況を見てやっていきたいということでしたが、県が霜害対策緊急支援事業補助金については県のほうが3分の1を補助するということがございますし、それから農協果実部に加入している世帯には、やはり農協のほうから3分の1補助をするという情報も聞いておりますが、そうしたら残りが3分の1になりますけれども、町はその3分の1部分についてどのような考えをお持ちなのか、ちょっとだけでもよろしいでするのでお答えいただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。今回のものにつきましては、まだ検討中でございますのではっきりしたことが言えないわけですが、昨年ひょうの害がございまして、そのときには議員が言われました県が3分の1、それから農協のほうも3分の1ということで、ひょうのほうも3分の1を支援したという格好で、農家の皆さんは負担がなかったという格好でどうも防除のほうができたように聞いております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 今、産業課長の答弁では前のひょうの被害ですか、そのときには残りの3分の1を町が補助したということでございますので、霜害対策の緊急支援事業に該当する、とりあえず3割以上の収量減が見込まれる農家については、やはり同じように3分の1の補助をお願いしたいと思いますし、それから先ほど申しましたように3割未満の被害の大規模農家、これについてもやはり何らかの支援策を講じていただきたいと思いますが、最後にその辺のことをお伺いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私もさっき答弁いたしましたように、この柿や梨は南部町の特産品でございまして、そういう特産品を持って発展をさせていくというような、振興していくというような立場から議会のほうのまた御理解もいただきながら、しっかり支援をしていきたいというように思っております。

それと、南部町の場合は、非常にこの果実部に結集されて、非常にみんなで励まし合ってやっておられますので、果実部の意向というものも伺いながら、できるだけの対応をしていきたいと思っておりますので、またその節にはよろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） この霜梨被害につきましては非常に前向きな御解答をいただきましてありがとうございます。町長もおっしゃいましたように、柿・梨は南部町の特産物でございます。生産農家の今後の生産意欲の向上、または維持向上ですね、そのためにも引き続き積極的な支援をお願いいたしまして、霜被害についてはこれで終わりたいと思います。

次に、公民館の運営についてでございます。公民館の運営について数々の質問をいたしたわけですが、現在の公民館体制、教育長の胸に思われる公民館体制については、先ほど拠点施設として、それから専門性についてはちょっと不足を感じているということであったように思いますが、ちょっと乖離しておりますよね、今の現在の体制と。ただ公民館は今現在もさくらまつりなど、公民館活動事業を少ない職員で非常によく頑張っておられるのは察しております。承

知しております。ただ、そういう拠点施設、それから専門性職員がいないということについては、やはり法律、それから設置基準に照らし合わせたときに、やはり十分な機能を発揮できていないということでございますけれども、その辺の原因はどこにあるのかちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。職員配置の話なわけでございますけれども、職員定数といいましょうか、教育委員会部局関連の職員の配置数といいましょうか、そういうものを勘案をして全体に支障がないように配置をせないけんということになります。

そういう意味からして現在の配置をしております専任でかかわる職員が1名、兼務の職員が1名という形が全体の教育委員会部局の職員体制のバランスを考えたときに、ベストだろうというぐあいに思っております。

ただ、公民館という業務を考えたときには、もう少し欲しいなというのが正直な気持ちでございますので、そのところは社会教育、あるいは人権教育、学校教育もそうなんですけれども、それぞれの分野で潤沢に職員が配置ができるという状況もございませんから、しっかりとお互いにチームワークで連携をとりながら支え合うということを職員のほうに話をしながら、住民の皆さん方に迷惑のかからない体制を継続をしたいというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 先ほど教育長の答弁でございますけれども、職員定数というのが教育委員会にもございます。その中でいろんな担当、そういう方の配置、その関係で公民館職員が不足をしているということのようでございますけれども、職員定数というのは、それはいわゆる南部町の当局側と、やはり交渉してでも職員定数をふやして、本来の公民館のあるべき姿に向かって私は行くべきだと思いますし、それから拠点の関係でございますけれども、これもやはり財政問題で絡んできますけれども、やはり必要なものは必要であると。いわゆる職員定数の増の要求、それから人員要求、それから必要な施設があるならば予算獲得、そういうことの努力が非常に必要ではないかと私は考えております。

やはり本来のあるべき公民館の姿、これはちょっと教育長と私の所見が違うかもしれませんが、ただし、そうはいつでもやはりそういう体制をつくるためには、先ほど申しましたようなことが必要であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。職員の配置、あるいは施設の問題、引き続き努力はしてまいりたいというぐあいに思っております。職員の数ということからいいましたときに、やはり数ももちろん大事なんですけど、職員の専門性をどう高めていくのかというところが一番私は大事なことだろうと思っております。職員の数が不足をするということにつきまして、先ほど言いましたように、この時期こういう事業をするからみんなで協力しようねっていうことをざっとある程度投入ができるわけでありますので、多少そこでうまくカバーはできるんだろうなと思っておりますが、やはり一番大事なところは社会教育の専門性をどう職員に力をつけてやるのかというところが一番大きな課題だろうと思っておりますし、そのことが住民の皆さん方を支援をさせていただくときの適切なアドバイスができたり、そういうことにつながるというぐあいに私自身は思っております。そのあたりの力をつけさせてやるということも同時に配慮してまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 教育長が答弁されましたように、確かに職員の専門性というのは非常に大切でございます。それとともに、やはり専門性があったとしてもやはり数が足りんということは、非常に公民館活動にとっては困難があるんだというふうに私は考えます。そういう面からもやはり先ほど申しましたように職員定数、そういうことも南部町当局のほうに要求をされて、やはりある程度、最低限でも必要な人員の確保というのは私は必要だと思いますので、その辺は教育長、しっかりとお願いしたいと思っております。

次に、これは教育委員会について御質問いたしますけれども、あるべき公民館の姿を教育委員会のほうで教育委員会、いわゆる5名ですかいね、教育長含めて。教育委員会のほうできちんとした意思統一がされているのか。失礼な言い方でございますけれども、意思統一がされているのか。あるいはその教育委員会とは別に社会教育委員の会がございますし、公民館運営審議会もございます。そういうところでも、やはり現在の公民館の体制、それから公民館の体制をよりよくするためのというような協議はどのような協議をされているのかお伺いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。施設の現在の認識でございますけれども、マネフェストにも関連することがございますけれども、さいはく分館の老朽化は議員さんも御指摘をいただいておりますように、いつまでもこの姿ということにはならないだろうと。だとすると新しい拠点を考えるとすればどのような方向で考えていったらいいだろうかということについては、まず社会教育委員協議会の中で実はここまで論議をしてきていただいております。非常にざっく

りとした形ではありますけれども、こういう方向で新しい拠点施設を社会教育委員協議会としては考えるべきでないのかということのキャッチボールは現在進めてきておりますが、教育長としてはもう少しさまざまな角度から、もう少し深めて議論をする余地があるなというぐあいになっております。

それから5人の教育委員の話でございますけれども、結論を申し上げますと、5人の中できっちりと具体的にこげだっているものがまだでき上がっている状況ではないというぐあいには私は理解しております。教育委員さん方のお考えとしては、まずは専門でといいたしめようか、社会教育委員さん方の御意向をしっかりとまず整理をしていただいて、そのものを踏まえた上で社会教育委員会としての意見を整理をしていこうと、こういう一応の流れといいたしめようか、スタンスでこれまでも来ておりますので、もう少し、社会教育委員さんの御指摘にありましたものをもう少し肉づけをしたりしながら教育委員会のほうで意思統一を図っていく必要があるんだろうな、こんなぐあいには現在のところ認識をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 先ほど答弁で生涯学習施設、新しい生涯学習施設の話が出ました。これのきちんとしたものは決まっていなと思うんですけども、これはいわゆる先ほど来教育長が申しておられます、いわゆる複合施設ですね、そういうもので町に一つという形で作られると思うんですけども、具体的にどのような規模のことを今現在で考えておられるのか。その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。まだ具体的に規模だとかどのような機能をとるところまでの整理には十分至っておりません。これまで論議をしてきましたのは方向性といいたしめようか、コンセプトというような中でどういうことが今後課題となってくるんであるのかということを中心に意見交換を積み重ねてきておりますので、具体的にということについてはまだ腹の中にはございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 具体的なものが出るようになりましたら、議会にもぜひともお知らせいただきたいと思っております。

次に、7つの地域振興協議会とは指導連携をしていっしやると、年に3回ぐらいの懇談会を開いていっしやるといことでございますので、地区公民館的な機能を持つ地域振興協議会です。ぜひともきちんと地域振興協議会の公民館活動、それから生涯学習部の活動をしっかりと

と把握されて、連携指導をきちんとこのまま続けていただきたいと思います。

次に、公民館長のことについてお伺いしたいと思います。現在、公民館長は教育長が兼務しておられますよね。しかしながら大変だと思います。教育長の職務にあって公民館長の職務を兼務するということは、非常に私は大変だと思っております。ましてや来年の4月1日には改正地方教育行政法が施行されます。教育長と教育委員長が統合されます。そして首長と教育委員会が協議する総合教育会議が、これは全自治体に設置されるようでございます。一面におきましては、首長に教育現場の状況を把握していただくということは、これについては大いに結構だと考えておりますけれども、教育長の負担は非常に増大するというふうに私は考えております。やはり健全な公民館体制の維持のためには職員の配置も必要でございますけれども、やはり教育長が館長を兼務するというのではなくて、やはりきちんとした専任館長を置いていただきたいということ。それから先ほど来、申しておりますけれども、やはり専任職員も1名ではなくて、やはり最低限必要な職員数はやはりきちんと置いていただきたいというふうに私は考えておりますけれども、その辺について教育長の所見を伺います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。今の館長のあり方について、議員さんのお話を伺いながら何十年も前に私も公民館の職員であった時代のことをふっと思い出したりしております。

教育長が兼務をしたほうがベターなのか、あるいはそうでなくて専任の正職員がおる、これも選択肢でしょうし。あるいは正職員でなくても本町の今の姿からいくと非常勤の職員さんということにもなるかもしれませんが、いろいろな選択肢というのは考えられるんだろうなというぐあいに思っておりますので、宿題をいただいたというぐあいに受けとめまして、また検討してまいりたいというぐあいに思います。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 館長の専任については、やはりしっかりと考えていただきたいと私は思います。住民の生涯学習のためにも、やはり教育長が兼務をするということは教育長に負担が非常にかかりますし、大変であろうと私は考えますので、やはり専任の館長を置いていただきたいというふうに希望をしておきます。

次に、西伯地区の公民館についてでございます。答弁をしていただいた中では、雨漏りについてはまだ修繕をしてないような答弁だったんですけども、ちょっとちらっと聞いた話では6月になって修繕をしたという話を私は聞いておりますが、事実はどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。議員の言われました雨漏りの件でありますけども、数年前から非常に少しずつではありますけども、雨漏りがひどくなってきているという状況はありました。そのためにいろいろ教室の皆さんとか協議会の皆さんのほうに御不便なり御迷惑をおかけしていたという状況ではありましたが、非常にその梅雨を前にしてここ数年豪雨という格好で非常に局地的な雨も降りますので、何とか対策をとということで、特に和室のほう非常に天井がひどい状況でありましたので、思い切って天井のほうをおっばぐりまして調査をいたしまして、6月の初めに一応防水対策のほうを施しました。ただ、非常に古い建物でありますので、完全に防水のほうをとまったってということにはならないかもしれませんが、その都度、今後も当面は防水対策のほうを施していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） この問題については私も非常に心配をしておりました。実際に現場にも行ってみましたが、大変な雨漏りの状況でございます。地域振興協議会のほうのお金で畳をかえるという、畳をせっかく替えても、またこの梅雨の時期に豪雨があったらまた畳がだめになるというようなことで、非常にどうするのかなというふうに考えておりましたし、地域振興協議会のほうも3年前ぐらいから言っていると。ただ新しい公民館が建つからそれまで待ってくれというような話をちらっと聞いたんですよ。そういう建設時期もわからない。建てかえるからそれまで我慢してくれというのは、それは余りにも行政の怠慢であるというふうに考えて今回の質問をしたところですけども、直ったということで納得させていただきます。

ただ、やはり西伯地区の公民館には先ほど来申し上げておりますように、専門職員がおりません。全て地域振興協議会の職員に委ねているということでございますけれども、やはり職員配置は公民館である以上は職員配置は当然であろうというふうに私は考えます。特に、さいはく公民館、本館もありますけれども、さいはく公民館の使命はやはり西伯地域の公民館活動の拠点として、やっぱり活動すべきであると。そのためには館長、それから必要な専門職員を置いて活動すべきであると私は考えております。その辺について再度、教育委員会できちんと整理をして職員を置くような形をとっていただきたいと思いますが、教育長、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。職員については、こういう言い方をするとおかしいかもしれませんが、ないよりいたほうが良いというところもあるかもしれません。ま



た、専任の職員が今1名いますので、そういう者を配置するというようなこともあるんでしょうけれども、1人の職員ということになりますと、どうしても全体としての力を発揮をするというところからすると、1人の職員というのはいつまでたってもやっぱり1人の職員のところがございますので、現在のような体制をとらせていただいているということでございます。

それから、職員の問題については、その前に私は大事なことがあるんだろうと思っています。これからの公民館のあり方をどう考えていくのかなっていうところをしっかりとやっぱりこのところ論議をしていかないけんだろうなというぐあいには思っております。私どもが担当しとった時代と、これからまた先の時代の公民館というのは大きく、やっぱり変わってくるはずであります。現在、県内でも既に公民館のない自治体もございます。別の施設がその役割を果たしていくという選択をされた自治体もございますし、ある種うちのような格好に近いと思うんですけども、事務局に職員を集結をして施設運営をしていくという自治体もございます。いろいろな形が県内の中であるというのが現状だろうというぐあいには思っております。

そういう意味において公民館が果たすべきこれからの役割というところをもう少しみんなで共通理解をせんといけんかなと。公民館を御利用いただく方が私どもが担当しておったころの皆さん方がそのまま年配になられて、あと御利用いただく方が、これは職員がいないからそうなるんだという論もあるでしょうし、いろいろその公民館の果たすべき役割がどういうことが見込まれるのかということをしつかりと共通理解をし、そしてその上でだとするならば、これだけの職員が必要だよなというところの共通理解を図っていく必要があるかなというぐあいには思っておりますので、また御指導をいただきますようお願いをしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 今、教育長のほうから、これからの公民館のあるべき姿、そういうものをやはりしっかりと把握していかなければならないということでもございました。確かに私も公民館職員出身でございまして、私も昔の公民館のイメージで物を言っておりますけれども、時代が変わりつつあるということでもございまして、ただそうはいっても、やはり本当に南部町生涯学習なる町というふうな形で捉えるならば、やはりもうちょっと公民館体制について、先ほど来申しておりますけれども、しっかりとした対応をしていただきたいと思いますというふうに私は思います。

これでさいはく分館についてはそういうことでもございますけれども、会見地区の公民館でございます、今度は。現在、取り壊されておまして、先ほど来申し上げておりますけれども、天萬庁舎の3階、これが代替施設になっております。職員は2階におるというところでもございます。講演の開催とか各種教室には支障がないように思われます。恐らく情報発信なんかも恐らく2階

のほうでしっかりとされているとは思いますが、ただ、今までの公民館は、会見地区の公民館があったときは周辺の住民がコミュニティーホールとして気軽に立ち寄ってお茶を飲みながら職員と話をすると、そういう機能もはっきりとあって持っていました。今現在は、公民館が職員は2階、それから各種会議、そういうものについては3階ということで非常に住民が来なくなっているんじゃないかと、私は気軽に来れないような状況になってるんじゃないかというふうに私は考えております。

そういう意味においても何らかの方法で、そういうコミュニティーホールのものが私は会見地区にも必要んじゃないのかというふうに考えます。特に合併以降、天萬地区は非常に言い方は悪いんですけども、寂れてまいりました。やはりそういう面からも、例えばそういうコミュニティーホールを置いて住民の方に気軽にお越しいただけるような、そしてまたさいはく分館とは別に本館というんですか、あるんですけども、そこで例えばですよ、今、富有の里まつりなんかで生涯学習展なんかやっております。そういう生涯学習展、それを例えばこれは秋の彼岸がございまして、そういうところにシフトをさせてそのときに例えば講演会も開いて天萬の町は非常に寂れておりますので、そこで同じ日に天萬の彼岸市を復活させるとか、そういうふうな、いわゆる会見地区の活性化が非常に必要だと思うんですよ、私は。それは公民館を通じてでも私は可能だと。非常に大変な問題でございまして、可能ではないかというふうに考えております。ぜひとも会見地区にコミュニティーホールの施設、いわゆるそれから本館には恐らく職員がおると思います。館長もしっかり置いて、やはりその辺のことをやっていただきたいと思っておりますけれども、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。私は確かに庁舎の機能が天萬庁舎、複合的にあるわけですが、あわせて図書館もあるということでやはり公民館の機能と図書館の機能を合体をさせて、そしてそれを天萬庁舎を存分に使って、今、議員さんが御指摘のような点についても対応していきたいというぐあいに基本的には思っています。

3階のフロアといいましょうか、あそこにしても少しまだまだ活用が不十分かなというぐあいに思っておりますし、それから庁舎の入って右側のところにスペースがございまして、ここは非常に活用していただいております、打ち合わせであったり子供が勉強したり、あそこは非常にフル活用というふうな形になっておりますけれども、全体としての今、議員さんの御指摘のような部分というのは、少しまだまだ工夫が不十分かなというぐあいに思っておりますので、そのあたりもまた、さまざまな工夫を職員としてまいりたいと思っております。

それから具体的に御提案もいただきました。職員のほうも生涯学習展を毎年同じような時期に、大体同じようなフレームの中でやっておってもだめだよなということで、いろいろ工夫もしておるようでございますので、また御指摘のような御提案も含めましてダイナミックに工夫すべきところは工夫をして、皆さん方に喜んでいただけるような公民館活動が展開できるように努めてまいります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 御答弁ありがとうございました。

南部町も合併後10年が経過いたしました。それから今新しい複合施設の話も出ております。これを機にしっかりとこれからの生涯学習、そういう拠点施設、それから職員の問題についてしっかりと教育委員会の中で討議をされて、されているとは思いますが、しっかりと討議をしていただきたいというふうをお願いいたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、3番、米澤睦雄君の質問を終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） 続いて、1番、白川立真君の質問を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。冒頭、町長のほうから御報告がありました。昨日、南部町消防団2つのチームが操法大会におきまして優秀な大健闘をされたということであります。消防団員の方、または消防団員一人一人を支えていただいた家族の方にねぎらいの一言を送りたいと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。壇上より質問をします。質問事項は自然災害に対する危機管理についてでございます。

質問の趣旨及び背景ですが、近年は地球規模的な異常気象による豪雨災害や地震災害による被害が顕著になっている。当町においても昨年の豪雨災害は大きな被害をもたらし、現在も復旧作業中の地域もあると聞いております。

思い起こしますと、鳥取西部震災というのが過去ありました。その震災も震度6クラスの大きな地震ではなかったかと思えます。不幸中の幸いといえましょうか、犠牲者はおられなかったと聞いております。私たちは、過去経験した災害を基準に対策を練る慣例といえましょうか、そういうものがあるのではないかと思います。しかし、それ以上の災害が起こった場合、具現的なその想定というのはなかなかイメージできにくいのではないかと感じております。それは、私たち

の心の中に想像したくないひどい状況というものを、事柄を心の中に押し込めてしまうからではないだろうかと考えます。

しかし、防災対策、また減災対策を考えるもの、また災害時に被害を最小限に食い止めようとする考えるものは私たち議員も含め、災害というものに挑戦的でなければならないと考えています。また、住民の方におかれましても、いつ起こるかわからない災害というものについて不安を胸に暮らし続けるということは、大変つらいことだと感じております。災害発生時に町民の皆様がどのようにして自分自身、身を守るのか、また家族を守るのか、そして仲間を守るのかということのある程度イメージをしていただくだけでも、日々の暮らしの一助になるのではないかと思います、人命確保優先という点から3点について伺いをさせていただきます。

1点目ですけれども、まず自然災害についての防災理念を伺いたいと思います。2点目、一定規模以上の地震災害、今回は震度6弱以上のもので町民の生活を大きく左右するものと思いますが、人命確保の手段としてどのような策を考えておられるのか伺います。(サイレン吹鳴)3点目、豪雨災害について、被害の発生が予測されるタイミングはどのようなものでしょうか。また町民への避難周知はどのようにされるのかを伺います。

以上、3点の質問です。よろしく願いをいたします。

○議長(青砥日出夫君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 白川議員の御質問にお答えをしてみたいです。

まず一つ目の御質問、自然災害に係る防災理念についてでございます。結論から申し上げますと、災害に対しましては人命最優先を念頭に災害に強いまちづくり、人づくり、体制づくりの3つの基本方針を設定し、町はもちろんのこと、町民、事業所、各種団体などが総力を挙げて災害対策に取り組むこととしてるところでございます。

具体的に基本方針の1点目、災害に強いまちづくりでございますけれども、風水害への対策としまして河川やため池などの改修、賀祥ダム、朝鍋ダムを管理する県との連携強化、水防体制、避難体制の強化を図るほか、浸水区域などの危険箇所の把握と解消に努めているところであります。

また土砂災害への対策でございますが、本町には急傾斜地崩壊等のおそれのある箇所が多くあり、それらの箇所は県より土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされているところでございます。このためハード面での土砂災害対策の推進とともに危険箇所の把握、情報の伝達、土砂災害警戒情報などの伝達、避難準備情報、避難勧告、指示などの判断基準を的確に運用しまして、避難体制の整備などソフト的な対策の推進を図ることとしておるということでござ

います。

2点目の災害に強い人づくりについてであります。災害が発生した場合には公助による応急活動だけでは町民の命を守ることは困難でありまして、町民事業所、団体などのさまざまな主体による自助、共助の取り組みを推進していくことが必要不可欠であります。このため町では、地域及び事業所などを通じ、町民の防災意識の高揚を図るとともに防災教育、訓練により災害時の個人の防災活動力の向上を図ることとしております。

基本方針の3点目、災害に強い体制づくりについてでございます。災害発生後、迅速に初動体制を確保するためには、あらかじめ役割や機能分担を整理しておく必要があります。そこで課の分担などを明確にした職員初動マニュアルの整備活用を図ることとして、災害時にいつ誰が何をどうするのかを明確にするとともに、日ごろから研修訓練を実施し、迅速かつ的確に防災活動を行えるように努めているところでございます。

次に、一定規模以上の地震災害における人命確保の手段として、どのような策を考えているのかという質問についてでございます。

本町におきましては職員体制、通信連絡網、関係機関との連携、他自治体との応援協定などについて、有事の際に迅速かつ的確に対応ができるように防災計画の整備を進めております。確実な実施が人命確保または減災につながるものと考えているところであります。

まず1点目の職員体制についてでございます。震度6以上の地震が発生した際、町の体制区分としましては、全職員をもって対処を行う大規模地震体制とし、勤務時間内外にかかわらず法勝寺庁舎に大規模地震災害対策本部を設置します。なお、災害の規模、その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは地区及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することも視野に入れて取り組みます。

2点目は通信連絡網の確保についてです。災害などが発生した場合、被災地等への通話が集中することから、あらかじめ災害時優先電話として町内施設14回線を登録しまして、通信連絡網を確保しているところでございます。なお、今年度の町内22カ所の避難所には、災害時避難所用特設公衆電話機を設置し、避難された方の連絡手段を確保するように予定しております。

3点目といたしまして、防災関係機関等との連携実施についてでございます。大規模地震の場合は町単独では十分な対応ができないことも予想されるために、このような場合、県、他市町村及びその他防災機関、自衛隊などに対して応援要請を行い、迅速で的確な災害体制の整備を図ることとしております。

4点目に他の自治体との総合応援についてでございます。県内外自治体との相互応援として食

料、飲料水、生活必需品……。もとい、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療・防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供等についての相互応援協定を締結しているところでございます。

また、国土交通省中国地方整備局からの応援受け入れ体制整備といたしまして、災害時における情報交換に関する協定書を締結しており、災害発生時には現地情報連絡員の派遣や物資の提供をいただけるようになっております。

最後に、豪雨災害について被害の発生が予測されるタイミングはどのようなものかと。また町民への避難周知はどのようにされるのかということでございます。御承知のとおり気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは注意報、重大な災害が起こるおそれのあるときは警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいというときには、特別警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。本町におきましては、1時間雨量が40ミリに達することが予測される場合に大雨注意報、60ミリに達することが予測される場合に大雨警報が鳥取地方気象台より発表されることとなっております。

さらに昨年8月より台風や集中豪雨による数十年に1度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に1度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に、特別警報が発表されることとなりました。また、土壌雨量指数、これは降雨により土砂災害発生の危険性を示す指標で、この数値において89以上が予測される場合に土砂災害注意報が、105以上が予測される場合に土砂災害警報が発表され、より大きな指数数値が予測されるほど注意警戒度が高くなります。したがって、これらの警報などが発表された場合は特に被害が発生するおそれがあるということでございますので御注意をいただきたいと思っております。

次に、町民への避難周知はどのようにするのかということでございます。前日のような警報などの情報は即時に鳥取県防災行政無線、ファクスなどにて本町へ伝達がなされます。その情報に基づき警戒本部、災害対策本部を設置しているところであります。

避難勧告などの発出は河川の氾濫等につきましては、国土交通省や鳥取県がホームページなどで提供している洪水予報河川、水位周知河川の水位情報によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況や気象状況等も含めて総合的に判断することとしております。

また、土砂災害に係る避難勧告などにつきましては、鳥取県と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じてあらかじめ定めた基準に基づき、同様に住民の危険性を勘案し、発出するものとしてるところでございます。

町民の皆さんへの周知方法につきましては、防災行政無線による一斉放送、また報道機関を通

じた周知を行っているほか、今年度より南部町内におられる方が自動的に受信することができるエリアメールでの避難勧告などの情報発信が可能となっております。

いずれにいたしましても、適切かつ的確な情報発信が減災につながるものと考えておりまして、町民の避難措置に関する町長に付与された権限は町民の自主的な避難と相まって、災害応急対策を適切に行う上で極めて重要なものと認識をし、出水期を迎え気を引き締めているところでございます。改めて本議場を通じ、町民各位の格別な御協力をお願いを申し上げまして答弁といたします。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 町長、御答弁ありがとうございます。たくさん関係団体と協力してそのときには対応をされるということでした。

この春より我が町に新しく設置をされたポジションがありますね、防災監という大変期待を私たちもしているわけですが、防災監もせっかくですので所信というようなものがもしおありでしたら、この再質問の前に防災監の所信といいたまいますか、気持ちといいたまいますか、決意といいたまいますか、もしあればお願いをしたいとこの場で思います。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 防災監でございます。今、白川議員のほうで決意ということですが、防災監といたしましては、先ほど町長も申しました町民の生命、財産、そういった身体に危険が及ばないような事前に情報発信等をしていき、町民の方にしていくような心づもりでございますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 防災監、ありがとうございます。

実は今回、このたび私がこの防災の質問をさせていただきたいと思いましたが、陸前高田市の市長さんが手記を出されておられて、それを少し読んでみたときに大変感動しましたので質問をしているわけですが、この市長さんは実は2011年の2月に着任されました。若い市長さんです。いろいろ本も書かれておられます。あのとき、庁舎内におられたそうですが、床が抜けたと言っておられます。庁舎の床が抜けてしまった。そのぐらい激しい揺れがあり、災害対応の発令所の機能そのものが崩壊してしまわれた。そして間もなくあの津波が来るわけです。そして時間がたち自分自身が生き残ったことを確認したとき、これまでハザードマップ、いろいろな対応策を準備してきたが白紙になった。何もなくなった。人もいない。そして目の前に広がるあの光景を見ながら涙がとまらなかった。自然災害に対するこの人類の無力さというものを痛

感したと戸羽市長さんは書いておられます。しかし、失ったものは余りにも大きかったが、この列島に暮らす人々に想定以上の災害が発生したとき、私たちのこれからの頑張りを見ていただきたい。そして教訓というものが何か残るんじゃないか。この列島の人たちに東北の私たちがこれからやっていく復興を目指して頑張っていくその姿を、いろいろ教訓として残したいと思い、自分は筆をとったと。本を書いたと言っておられました。

先ほど町長よりたくさんの町民の方に早く迅速に情報を伝えなければならない、何かあったときは伝えなければならないと。そしてエリアメールということのをさっきちらっと言われましたが、ちょっと私、昔の人間でしてエリアメールというものがよくわかりませんので、どんなものかちょっと教えていただきたらと思います。お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種茂美君） 防災監でございます。エリアメールということでございますが、南部町内におられます方でNTTドコモ、エーユー、ソフトバンク、この3種の機種をお持ちの携帯の方に対しまして、そういった避難勧告、避難指示といったような指示のメールを流せるようなシステムも今年度より設置いたしました。ただ、これは南部町内だけ、南部町内区域でございますので南部町内の方が米子等で勤務されている際にはこのメールは入りません。南部町内の区域におられる方のみがこのメール受信をできるというシステムでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川立真君） ありがとうございます。南部町内におられる方が受信できる機能ということで、わかりました。

そういった情報というのは本当に生命にかかわる重要なことなので質問したわけですけども、震度6弱以上の地震という設定で今回は伺っておりますが、この状態というのは当然、平時の緊急事態ではありません。非常時の緊急事態であります。だからつまり平時のモラルで物事を考えては後手後手に回り、大変なことになってしまう。私たちも含めてそういうときにはスイッチを切りかえなければならないということを市長さんからメッセージとして受け取っているわけですけども、私たち個人個人は、まず家族、家庭というものを構成しております。そして、その家庭は小さな集落や地域というものを形成しております。そしてその地域や集落というのは、この南部町というものを形成しているわけです。その町の持つ機能の一部、または全部がある一定時間機能を失う可能性もあるわけです、大きな地震の場合は。そのような状態の中で、先ほど町長から14カ所ぐらいの避難所に優先電話というものが置かれていて、この情報源といいますか、この通信ラインは生きている。何かあっても水道も停止し、電気も停止し、一般電話または携帯



電話も停止した場合でも、この命のラインといいたいでしょうか、この優先電話は生きている、それを使って本部のほうに情報のやりとりをするんだということだったと思いますが、南部町も広うございまして、こういう厳しい状況の中で要救助者があっちこっちにいた場合、想定の話で申しわけないんですけども、その人たちは何人ぐらい、どこで今どんな状態になっているのか、何かに潰されているのか、それともまた救助のためには何が必要か、人員はどのぐらい要するのかというような情報は、その避難所までもって行かなければいけないということなんでしょうね。ちょっとこの辺をお願いをしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種茂美君） 避難所ということに持っていけと、どういった格好で持っていけということですか。（「情報」と呼ぶ者あり）情報をですか。（「情報を」と呼ぶ者あり）要救助者の情報を避難所にどうして持っていくかということでございますね。

要救助者の情報につきましては、避難所等に対しまして消防、当初の時点では消防団並びに職員をもって避難所等に情報を伝達するように計画いたしております。以上でございます。（発言する者あり）

今、先ほど、白川議員のほうで優先電話というふうにおっしゃいましたが、実はこの発信が混雑している状態の際の優先電話でございます。よく大きな災害等がきますと電話がかかりにくいというのがございます。各振興協議会並びに公共施設等にこの14カ所の優先電話等を設置し、発信がスムーズにできるようなそういったシステムでございます。ので、最初に動きます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川立真君） わかりました。さまざまなエリアメールや優先電話、消防団、またさまざまな組織が動くことによって情報を集めるということでした。その中で特にさっきも言いましたライフラインが一定時間停止しますと、まず重要なのは住民の皆さんの生命のお水、飲料水の確保ということになろうかと思いますが、私たちは大体1日に大人ですけど2リッターから2.5リッターぐらいを飲むそうです。そうしますと、1万1,400人ぐらいの町民の方が1日でどのぐらいお水を飲まれるかという、ざっと24トンぐらい。想定の話で大変難しいと思いますけども、24トンが毎日要るわけです。そういうお水というのはどこから確保できるものなんですか。お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種茂美君） 飲料水の確保ということでございますが、先ほど町長申しましたよう

に飲料水につきましては町でも備蓄倉庫等に保管しております。なお、大規模な地震等が起きまして多数の飲料水が必要になった際、災害協定を結んでおります。その災害協定を結んでおります町村等から飲料水を供給するようにいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。飲料水に限らず、非常用食なども含めて大体、鳥取県東・中・西に分けて必要な量を98%ぐらい大体もう確保できております。ですから、万一のことがあったときには、西部であれば東部と中部から、それから西部の備蓄品を加えて提供できるような体制づくりというものを県のほうで行っておると。必要な数量に対して大体九十七、八%までは備蓄はしてあるということですので、その辺は大体御安心いただきたいというように思います。

ここまでのことでちょっと整理して、私のほうからまとめて言っておきたいと思います。まず、去年の7月、8月の豪雨災害があった。特に南部町で大きな被害を受けたわけですがけれども、これを関係機関、県などを中心にして検証をしております。合同で検証会議というのが行われて検証した結果、やっぱりその専任の職員を置いたほうがいいというのが一つ、その検証結果で出ております。ですから、そういうことで防災監をきちんと置いて対応するというところでございます。

それから、エリアメールというのですけれども、ちょっと耳なれないわけですがけれども、とにかく防災監が言いましたように、この南部町の地域におられる人、ですから花回廊で観光をなさっておられるような、例えば県外の人でもです。緊急的に町民ではありませんよ、町民に限られません、町内にいる方に対して緊急的にさまざまな情報を強制的に送ってきます。メールが受け取らんようにしていても強制的にそれは送ることになっております。マナーモードでも着信音でお知らせをすると。それから事前登録なんかは必要ないと、おる人とにかくばあんと流すという。それから料金もちろん不要だということでありまして、これは24年の6月1日から鳥取県で運用してるわけでありまして。そういうことですので御承知おきいただきたいということです。

それから一つ、内閣府が避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドラインというものをつくっております。ことしの4月に通知が参っております。災害多発するわけでありまして、改めてその指針となるガイドラインを見直したということでありまして、やっぱり一番に一人一人の命を守る責任は行政にあるのではないと、市町村が発令する、最終的には個人にあるという考え方でございます。市町村が発令する避難勧告等には強制力を伴っていない、したがって、避難行動を判断できる知識と情報をとにかく市町村は提供しなければいけないと、こういうことであります。

それから避難に関する考え方というのが、とにかく逃げればええだということですがけれども、

自宅で安全を確保するというようなのもこれも避難うぐあいを含めて考えられております。それから、避難勧告などの判断基準をわかりやすく設定をしたと。避難準備情報というようなものを事前に発令して、そろそろ注意してくださいよというようなこともどンドンやれということでございます。そういうことが新たに加わっております。それから、市町村の防災体制の考え方というようなものを例示してございます。いろいろなその施設にこういふときにはこうしましょうと、津波が来たときにはここまで来ますとか、そういうものを主要な施設などに例示をするというようなことも示されました。

それから、最後ですけれども住民に避難行動を認識してもらう仕組みを提案をしておるといふようなことであります。避難が必要となる災害と避難方法を記録をしておく。災害避難カードなどを提案がなされておまして、こういうときにはこうしましょうねというようなことをカードとして作成して、住民一人一人がみずからこのカードを記入するように促しておるといふようなことでございます。

こういう新たな指針が内閣府のほうから発送されておりますので御承知おきいただきたいというように思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 町長、ありがとうございました。

かなりの準備をされて備えておられるということがわかりましたので、町民の皆さんも大分安心をされているというふうに思います。

地震のほうはこれぐらいにしまして、豪雨のほうも御質問を少しだけさせていただきたいと思っております。この水害というものは地震と比べまして警戒する時間が少しあるのではないかと思います。いきなり来るのではなくて少しある。その警戒というものですけども、警戒とはあらかじめ予測されるような被害に対処するための体制をとることとあります。この警戒が実は一番重要なわけですけども、東日本震災の例では昔、チリ震災による津波があった。しかし、心の中に準備しなくてはならない警戒というものが十分でなかった方々がおられて亡くなられたと聞いております。

その警戒ですけども、地域振興協議会さんにはスピーカーをつけた車もありますし、もちろん消防車もあるわけですが、防災無線とあわせて、例えば外で仕事をされているような方、どんな方がおられるのでしょうか。農業をされているような、果樹園のようなところや森林組合さんが山のほうで仕事をされてる、そういった方々にも周知しなければならないと思いますけども、そういった方々には消防車、または先ほどのエリアメールも初めて聞いてこれはすごいなと思いま

したけども、振興協議会さんのスピーカー車、広報車というんでしょうかね。そういったものも使われたらいいなと、フルに活用されたらいいなと思うんですけどもいかなもんでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種茂美君） 防災監でございます。そういった外の方の伝達情報ということでございますが、今まで大雨警報等が発令された場合、防災無線等で流すようにはしておりませんでした。ただ、今後におきまして、昨年の伊豆大島の土砂災害等もありましたこともありますので、町としましても、今年度より大雨警報等が発令された場合には、防災無線で町民の方にお知らせするような方法を考えております。防災無線でございますので外でも聞こえるんじゃないかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川立真君） 防災無線もどこまで声が届くのかというのはちょっと私もはかったことがないんですけども、もしも届かないような地域において何かの仕事をされている場合は、消防車等の広報でお願いをしたいと思います。

最後になりますけども、この日本列島に暮らす私たちの先輩方、もう亡くなられた先輩方もたくさんおられますが、長い歴史の中で幾つもの地震災害、水害、土砂災害に見舞われたことで多くの生き残るすべというものをさまざまな形で伝えてくださっていると感じております。

きょう、町長や防災監の方と議論を深めていく中で、私自身も気づいていなかったいろんな策や先輩方からの伝え聞く、生き残るすべというのを少し、ほんの少し見出せたかなという思いがしております。しかしまだまだ私も勉強不足でして過去の例、伝え話、記録、または記憶などもたくさんありますので、これからもう一度襟を正して私自身も勉強をしていきたいと思っております。そして一人でも多くの方を救う。町長の理念のところでも言われましたけども一人でも多くの方を救う。犠牲者を出さない。そのために町は集落地域、または消防などの組織と連動します。そして集落地域は家族と連動する。そして家族は家族の一員、一人一人を守るというチームワーク、チームワークこそが重要なんだと感じました。

今、梅雨期に入っておりますけども、いつまた豪雨災害に襲われるかわかりません。そのときこそ南部町の持つ高いポテンシャルの災害対応力、いかに発揮していただきまして、この地に住まう人々が末永く幸せに暮らせるよう祈念をして質問を終わりたいと思っております。

最後の最後なんですけども、慣例ではないんですけども、一つ御披露したいなと思うことがあります。皆さんよく御存じのあの激動の時代を生き抜かれた明治天皇の御製ですけども、「敷島の大和心の雄々しさは事あるときぞあらわれにけり。敷島の大和心の雄々しさは事あるときぞあ

らわれにけり」この歌の意味はこの列島に住む人たちはふだんは心静かに暮らしておられる。しかし生活を左右するようなことが、営みを左右するようなことが起こったときには見たこともないような力を発揮される。それを私は知っているという歌です。以上、質問終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、1番、白川立真君の質問を終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） ここで、休憩をいたしたいと思います。再開は1時10分といたします。

午後0時09分休憩

---

午後1時10分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 5番、植田均でございます。質問通告に従いまして、3項目の質問をいたします。

初めに、水道料金統一について町長は3月議会で大まかな考え方を示されました。それは、1、料金統一は事業統合による施設整備が27年度に完了した上で検討する。2、一度に300円も500円も値上げにならないように段階的に値上げをしたい。3、水道事業会計は簡易水道事業が一緒になっているので合理的な一般会計からの繰り出しの理由が立つのではないかと期待しているとの答弁でした。今、住民生活は本当に厳しさを増しています。生活に欠くことのできない水の値上げなどしないようにすることが町政に今求められています。具体的に伺います。

1、簡易水道に対し一般会計からの繰り出しとして現時点でどの程度の見込みを持っているのか伺います。2、水道会計に一般会計から繰り出すことに国や県の理解が必要と答弁もされておりましたが、これに対するどのような根拠法があるのか伺います。3、公共料金審議会では会計の収支見通しについて詳しい説明をされています。減価償却費、起債償還の年次ごとの推移の見通しについて説明を求めます。4、落合浄水場を維持するか、米子から水を買うかの検討も公共料金審議会では話が出ておりました。このことについての検討は済んでいるのか伺います。5、住民の生活実態は消費税増税、年金の引き下げ、給与は上がらないなど生活苦が広がっています。町長の段階的値上げなら生活に響かないという考え方は住民の理解は得られません。福祉の増進が目的のこの事業は会見の料金に統一することを強く求めます。

次に、教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案としておりますが、これはこの質問通告

を出す段階で案でありましたけれども、6月の13日に国会を可決しているようであります。しかし、この内容は教育の独立を脅かす大きな問題のある内容をはらんでおります。安倍政権は現行の教育委員会制度を変えて、首長が任命する教育長、教育委員長を廃止して、教育長がその任に当たる。そして、教育委員会の施策方針を定める大綱を首長がリーダーシップをとって、決定権を持つような構造にしようとしています。

滋賀県大津市でのいじめ自殺の隠蔽問題が、この法案のきっかけとされていますが、今回の法改正ではいじめ問題は解決できるような問題ではありません。また日本教育新聞社のアンケート調査では、約半数の全国の教育長の御回答になった方の中の約半数が、有効な法改正とは言えない。そして66.2%の教育長は、改正案の評価を市区町村長の権限が強まる。60.2%が教育委員会の独立性が弱まる可能性があるなどの結果が公表されています。安倍首相は、「愛国心」教育の押しつけ、過去の侵略戦争を美化し、憲法を解釈で変更し、戦争をする国にしようとしています。今回の改正案は、この同一線上にあります。さらに、異常な競争主義で教育をゆがめようとしていることも大きな問題です。現行の教育委員会制度は、教育の独立を守る制度であります。安倍政権に対し、この法律を直ちに撤回すべきだと、そういう意思表示を求めようではありませんか。具体的に質問いたします。

1、現行の教育委員会制度は、国や市町から独立して教育行政を行う組織です。しかし、今回の「法改正」は教育委員会の独立を犯し、国と首長の支配下に置こうとするものです。よりよい教育を目指す努力に逆行するものです。このことに対して所見を伺います。

2、大津のいじめ自殺問題を研究されているNPO法人の小森美登里さんという方は、首長といえどもいじめ問題の専門家ではない。首長に大きな権限を持たせることになれば問題はもっと混乱を生むと思われる。教育への政治介入は亡くなった子供たちへの冒瀆とさえ感じると語っています。このことについて所見を伺います。

3、この「法改正」は、国の方針を自治体に浸透させる組織づくりで、戦前の教育を再生するものと、東京大学名誉教授の浦野東洋一氏は指摘しています。この見解について所見を伺います。

4、異常な競争主義は、教育をゆがめるという専門家の指摘があります。この指摘について所見を伺います。

5、問題だらけの「法改正」は撤回、廃止以外に方法はないと思います。明確な意思表示をすべきではありませんか。

3項目めに、柿、梨の霜被害の支援を求めて質問いたします。

4月15日の未明から早朝にかけて、柿、梨の新芽が低温によって枯れてしまいました。会見

果実部の4月18日被害状況速報によりますと、柿で30%の被害、4ヘクタールがほぼ全滅、9,000ケース、3,000万円程度の被害。梨で15%の被害、4,000ケース、1,500万円程度の被害。梨は30%程度の品質低下予想となっていると聞いています。

南部町の特産品である柿、梨を守り育てることは、町として重要課題です。県とも連携して支援策を求めます。

1、被害状況をどのように把握されているか伺います。

2、県知事も現地調査に来られましたが、県の対策はどうされようとしているか伺います。

3、被害の大きな果樹園では共済以外に収入はなく、加入資格のない農家もあると聞いています。再生産を励ます支援を求めます。

4、将来に向けて、産地として生き続けるために霜害対策技術の開発が求められています。県が中心になって、技術開発をするよう働きかけることを求めます。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、水道料金の問題であります。簡易水道に対する一般会計からの繰り出しとして、現時点でどの程度の見込みを持っているのかという御質問でございますが、平成26年3月の定例議会一般質問で答弁しておりますように、地方公営企業は独立採算での経営を原則としておりますので、南部町においても一般会計から繰り出しは全国共通のルールに基づいて行っております。したがって、これまでとは異なる基準外での繰り出しを、町単独で行う場合には、当然にそれを適用させるためのルールとして何らかの枠組みを設けなければならないと考えております。その意味では、現時点で基準外繰り出しの枠組みとなる基準はなく、今後の検討が必要になります。料金統一に向けた料金改定の審議に合わせて検討したいと考えておりますので、御理解をください。

次に、一般会計から繰り出すことに、国や県の理解が必要ということの根拠法をお尋ねでございますが、これも昨年12月の定例議会一般質問で答弁しておりますが、地方公営企業法第17条の2では、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費などについては、補助金や出資金などの方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分のルールについては、毎年度繰り出し基準として総務省より通知をいただいております。御理解をいただきたいと思います。

3番目に、減価償却費の年次ごとの推移、起債償還の見通しということでございます。平成2

5年度に行われた公共料金審議会に提出した資料に基づいて説明をいたします。これは25年度の決算見込みを作成する以前のものでございます。したがって、会計制度の移行に係るみなし償却制度の廃止による数値の増減を反映したものではありませんので、あらかじめ御了承ください。

まず、減価償却費の年次ごとの推移ですが、平成25年度8,522万円、26年度8,444万7,000円、27年度8,390万3,000円、28年度8,185万円、29年度8,004万9,000円と、50万円から100万円程度の減少幅で推移をしております。耐用年数を終えた資産について順次償却費用が削除されている状況です。耐用年数は資産の種類に応じて、8年から60年とさまざまですけれども、多くの比重を占める水道管は40年、配水池は60年というように長期に及びます。したがって、極端な変動はなくて、一定の額で減少していく傾向にあるというぐあいに思っております。

次に、起債償還の見通しですが、平成25年度1億198万9,000円、26年度1億141万4,000円、27年度9,718万円、28年度9,950万4,000円、29年度1億5万円と一時減少しますが、平成28年度、平成29年度に再び増加し、その後は減少する見込みです。近年償還額が比較的高水準で推移しておりますが、これは返済の開始年度が到来したものが多くなってきていることによります。その中で主なものとしては、平成19年度から23年度に池野鶴田の簡易水道施設、平成22年度に東上簡易水道施設、平成25年度に中央監視システムや諸木ニュータウン連絡管、27年度から28年度に田住配水池というように、順次返済が始まるわけであります。

次に、落合の浄水場を維持するか、米子から水を買うかの検討は進んでいるかという御質問でございますけれども、御質問にありますような内容につきまして具体的な検討は行っておりません。南部町は米子市と地理的条件や歩んできた歴史が異なります。将来の受水の可能性は、これ否定できませんけれども、現状では水道統合計画に基づいて、新たな水源施設の設置や連絡管の布設など、町内の水道施設の強化に取り組んでいるところでありまして、他の自治体などから受水する計画ではありませんので御理解をいただきたいと思っております。

次に、福祉の増進を目的にするこの事業は、会見の料金に統一することを強く求めるという御質問でございますけれども、給水収益は水道事業運営の基礎となるものでございます。このことは平成25年度中に議会の予算決算常任委員会や住民説明会を通じて、町民や議員の皆様にご説明したとおりであります。幾ら料金統一という大きな目標があっても、財政収支の安定という目的を除外しての料金改定はあり得ません。財政基盤の安定と町民の皆様のご負担を考慮した上で、料金統一に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思



ます。

地方教育行政法改正案の御質問については、これは教育長のほうから御答弁を申し上げたいと思います。

梨や柿の霜被害の支援を求めるということでございます。最初に被害状況や県の対策の御質問につきましては、午前中の米澤議員の御質問で答弁させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、共済に加入されていない農家への支援を求めるとの御質問でございますけれども、さきの答弁にありましたように、緊急防除などに要する経費につきましては、共済加入の有無にかかわらず支援を行っていく予定でございます。

果樹共済につきましては、梨は以前から、柿については平成22年から、町の掛金補助で加入推進を行い、80%程度の加入実績となっております。今回のケースにつきましては、農家への補償という観点で大きな支えとなっていると考えます。果樹共済制度は前年に加入しておいた者が本年の減収などに応じ補償されるものですので、このたびの災害も昨年御加入いただいておって被害に遭われたお方が対象になるわけでありまして、まだ加入されていない方につきましては、このたびの災害を機に、ぜひとも御加入を検討いただきたいとお願いする次第でございます。

所得補償の意味合いで、共済未加入者への支援というぐあいにおっしゃられますと、これは果樹だけに限らず、農業で生計を立てておられる方全てに該当することでありまして、自然災害などへの備えは、国の制度である農業共済制度などの保険がその任に当たると考えております。共済等の加入につきましては、農家の皆様のそれぞれの考え方がありますので、共済未加入者への補填というようなことについては考えておりません。

次に、将来に向けて産地として生き続けるためにとの御質問ですが、米澤議員の御質問にもお答えさせていただいておりますけれども、知事の視察を踏まえ県への要望を行っておりますが、今回の霜害のみにとどまらず、魅力ある産地として発展していくため、引き続きさまざまな指導、支援を行っていただくよう要望してまいりますし、町としても県と協調して支援を果たしてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 植田議員さんの御質問にお答えしてまいります。その前に先週の金曜日に参議院本会議で可決され成立をいたしました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の骨子を、簡単にお話しておきたいと思っております。

1つ目は、教育行政の責任の明確化であります。現在の教育行政の責任者である非常勤の教育

委員長と常勤の教育長を一本化し、新たに教育長が責任者となります。

2つ目、教育総合会議の設置及び大綱の策定であります。これは町長と教育委員等から成る教育総合会議を設け、自治体の教育行政施策の大綱を策定をしようとするものでございます。

3つ目は、国の地方公共団体への関与の見直しでございます。これは児童生徒の命、または身体への被害が危ぶまれる場合、国が教育委員会に指示できるとするものでございます。

御質問にお答えをしております。まず1点目、教育改革の目的に反するこのたびの法改正についての所見はとのお尋ねでございます。先ほど法改正の骨子を御説明申し上げましたが、最大の目的は責任の明確化であると認識をいたしております。教育委員会の責任者が非常勤の者から常勤の者へと変わることとなります。また新たに設置される教育総合会議においては、これまで以上に教育行政への民意の反映が期待されるものと考えております。したがって、教育改革の目的に反するとは考えておりません。

次に、大津の問題を踏まえたこのたびの法改正についての所見はとのお尋ねでございます。いじめに端を発した痛ましい大津市での事案は、まさに教育行政のあり方として危惧されていたスピード感の欠如や教育委員会の責任の不明瞭さ、さらには首長と教育委員会との関係性と山積する教育行政の問題点が一挙に噴き出した大きな社会問題でありました。本件をきっかけとして、当該制度の不十分さが広く認識をされ、法改正の議論がなされてきたわけでありますので、法改正の趣旨を正しく認識し、より適切に教育行政が遂行されるよう、それぞれの立場で努めることこそが大津市での事案に向き合う基本的な姿勢であると考えております。また昨年度制定されました、いじめ防止対策推進法では、いじめは全ての児童等に関する問題であり、解決や防止についてはまさに大人の責任において、関係者が一丸となって取り組むことが求められております。こうしたことから、いじめに関する対応、教育行政だけでなく首長部局も含めた広範な体制として整備することは、政治介入といった次元の話ではないと認識をいたしております。

3番目の御質問でございます。戦前の教育を再生するものとの考え方に対する所見はとのことです。私は、御質問の指摘を詳しくは存じ上げませんが、少なくともこのたびの法改正が、戦前の教育を再生するものだとするお考えは理解ができませんし、同調もできません。法改正は引き続き教育委員会を執行機関として位置づけ、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保していると認識をいたしております。その上で首長との連携を強化し、常勤の教育長の責任を明確化したものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

4番目は、異常な競争主義は教育をゆがめるとの指摘をどう考えるのかとの御指摘でございます。一部の報道をごらんになられての御指摘と推察いたしますが、これまでお答えをしております。

ましたように、このたびの法改正が御指摘のような異常な競争主義に直結する、あるいは助長するといった認識は全く持ち合わせておりません。学力向上に首長が関心を持っていただくなら、もし仮に芳しくない場合であっても、これまで以上に適切な対応が速やかにできることも十分考えられると認識をいたしております。

最後に、法案撤回の意思表示をすべきであるとの御指摘でございます。先ほどもお答えしましたように、このたびの法改正は政治的中立性、教育の継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等、現教育委員会制度の問題点を改善し、時代や社会の変化に対応した教育委員会制度とするものであります。法案撤回の意思表示をする考えはございません。もし仮に危惧される面があるとすれば、制度の運用において配慮してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、制度改正の趣旨をしっかりと受けとめ、その趣旨を具現化する努力が広く地方教育行政に携わる者に求められていると認識をいたしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 答弁いただきました。再質問していきますけれども、まず水道と料金統一の問題ですが、一般会計からの繰り出しは現時点で料金改定の時点で考えるということですが、そのさきに3番目の質問で、3月議会で答弁された水道事業会計は簡易水道事業が一緒になっているので、合理的な一般会計からの繰り出しの理由が立つのではないかと期待していると、こういう答弁だったわけですが、このことについても今回答弁が後退してるんですよ。今の公営企業法の基準外繰り入れについては、法律の定めがあるので、それ以上の繰り出しはできないというふうに私は受けとめたんですけども、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういう理解は間違いであります。先般の議会だったと思いますけれども、答弁した気持ちに変わりはありません。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そうしますと、合理的な一般会計からの繰り出しの枠組みをつくらんといけんと、こういうことだったので、今後公共料金審議会にその枠組みをつくられるということを確認しておきます。

それで、2番目の質問です。間違えました、最初に3月議会で答弁されました、一度に300円も500円もの値上げにならないように段階的に値上げをしたいと言われたわけですが、この

全体として料金統一をするのに、普通に考えますと3月議会で料金改定前の料金で、西伯の平均が2,950円、会見が2,089円、西伯簡水が3,101円だったと思いますが、これを3月で料金改定をいたしました。今一番新しい料金の改定の段階で、料金の差が幾らあって、これをどういうふうに、財源をどういうふうに持ってきて統一しようとしているのか、そのあたりが300円とか500円とかいう数字が出てますので、町長の胸の中にはもう姿があるんでしょうか。

具体的に聞きますけど、3月の料金改定でどこまで、今、西伯地域の料金が幾らで、会見の料金が幾らでという、今の状況はどうなっておりますか。（「料金だけですか」と呼ぶ者あり）いや、平均です、それぞれの。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。今回の料金改定によりまして、使用水量平均2カ月40トンで計算しておりますけども、西伯の上水のほうでは、基本料金が37.5円の増額ですので、2カ月で……（「2カ月で」と呼ぶ者あり）37.5円の増額でしたので、2カ月で75円の増額になっています。会見の上水道のほうでは、基本料金が50円、1カ月で50円の改定になっておりますので、100円上がっているということになっております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そうしますと、3,000……。何ぼになりますかね。西伯が3,029円、それから会見が2,189円ですよ。そうしますと、そういう格差が今現在あるわけですね。これを、ちょっと先ほどの問題に戻るんですけども、水道会計に一般会計から繰り出すことに国や県の理解が必要ということについて、地方公営企業法17条の2は、基準内の繰り入れを言っているわけですよ。それを超えて、基準外の繰り入れをしようと思えば、その国や県に対して報告をする義務があるんですか。基準外の繰り入れをするために。そこんところよくわかりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。報告をする義務があるのかないのか、その辺は私はちょっと詳しくはわかりませんが、一応繰り出し基準というものを、国が毎年出して、それに従って一般会計からの繰り出しをなさいということをお願いです。それに従ってやりますと一定の交付税などでの措置はあるわけです。したがって、私が言ったのは、理解は必要だということは、繰り出し基準を外れて書いてないところを繰り出しをする場合に、おまえとが勝手にやったことで、国や県は知らんといわれても困るので、何とか手当てをしていただくよ

うな、バックの手当てをしていただくような理解を求めたいということを言ってるわけです。

わかりますか。おまえとこが勝手にしたので、国や県は知らんって言ってもらうと困るので、合併に伴う料金統一というような大義名分が私にはあると思っておりますので、そういうことを訴えて、一定の御支援をいただきたいと考えているということを言っているわけです。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 繰り出しを、国や県の理解を得て予算措置がされれば、それにこしたことはないんですけど、今回の水道事業の統合で資本を注入しましたね。これは国の経済対策のお金を使ってやったわけで、これは基準外繰り入れといえればあれですけども、資本注入ですよ。だから町の考え方でできるし、それをより積極的に国や県に支援を求めるという姿勢は私は大事だし、頑張ってもらいたいと思います。

それで、次に会計の予算の収支の見通しについてですけども、先ほど答弁いただいたのは南部町水道会計の収支の推移というので、こういう前に資料いただいておりました。公共料金審議会の議事録ですけども、これは何回目か、ちょっと調べれば何回目かわかるんですけども、内容をちょっと言いますと、減価償却費の推移で、平成23年、8,117万4,000円というところは合ってたんですけども、平成26年度に9,438万4,000円と、この辺から食い違いが出てまして、これ公共料金審議会の第1回資料です。これは説明は執行部がしたものだと思いますが、平成26年度から1,000万ぐらいずっと減価償却費が、こちらの表とこの審議会の資料とは違うんですよ。私、この資料のほうが正しいのではないかと思うんですわ。ていうのは、今回いろいろ統合事業やってますよね。だから、その違いについていかがでしょうか。この減価償却費の26年、27年、28年っていうのが3年間しか出てきてないんですけどね。食い違いがありますけど。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。会計制度の変更というか、変わることによりまして資産の見直しを行いました。公共料金審議会に出す資料から、今回出した資料はどれも修正しているようでございますので、資産を改めて台帳をつくりまして整理した結果で、今回数字をお示したということでございます。

それから、統合計画のほうは今答弁でもお話ししましたけども、今回には含んでおりませんので、減価償却費としてはふえていきますけども、今度会計の制度改正によりまして、今までみなし償却というのをやっておりましたけども、補助金とか出資金でいただいた分は減価償却しないでずっと資本として持っておりましたけども、今度会計がみなし償却をしないようになりました。

ので、それを減価償却していくかわりに歳入のほうに、長期前受け金でしたね、そういう名前のほうで年額を繰り入れていくという形に変わってきているということです。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 第1回の公共料金審議会が、25年8月10日です。今言われたのは、見直したのはどっちなんですか。どっちが。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 見直したのは、今答弁いたしました数字のほうでございます。

（「答弁したって、これどっちなの、こっちじゃないの」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） ちょっと私、この資料を見たときに、これをいただいた時期とこれが日付が出たのと、こっちが古い資料だと思ってました。たしかそうだと思ってるんですけど、そちらの答弁が間違いないと言われれば、そう……。

減価償却がやる方法も変わったということで、私はこの起債償還の数字っていうのはもうほぼ間違いない見通しですよ。ですから一番これからピークを迎えるのが29年度で、そこにピークがあって、また下がっていくということだと思えるんですね。今、平成26年で元金だけ見ますと、1億幾らを返済しているものが平成34年度では7,400万と、こういう線を描いていくわけですね。ですから、そういうところもしっかり見通して料金のあり方、方向づけをしていかないといけないと思います。

そして、落合浄水場についてですけれども、公共料金審議会では特別に議論にはなってはいないと思いますけれども、でもその中で、仮にやめて、米子から水を買ったとしたら、そっちのほうがお金のこと考えると有利だという話があるんですよ。副町長が言ってますよ。落合浄水場を維持するのにどれくらいの維持管理費がかかってるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 済みません、今、数字を持ち合わせて上がっておりませんので。

委員会はないんですけど、後でもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 全部ではないでしょうけれども、年々動力費として2,200万とかですね、その他として経費が3,900万、このあたりの一部が、一部でしょうけれども、私は料金問題を考えたときに、この町内の水源で賄うっていうことを本当にそこにこだわる必要はないじゃないかと思うんです。日吉津村も米子の水もらっておられるし、境もそうでなかったで

しょうか。もし米子に余裕な水があれば、そして落合浄水場を維持するよりも安価であれば、そういう選択もあるのではないかと私は思います。もし答弁があったらよろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。旧西伯町の場合は、時々ニュータウンの水不足に対応して、米子市から水を購入させていただいておりましたが、まことに惨めなものであります。そのときの経験からいって、ああいう思いはやっぱりしたくないなと思っております。

それと、植田議員は今、大胆な提案だと思えますけれども、現在上野の水源を掘って、約5億円もかけて持ってくる工事、胸突き八丁のとこまで来ているわけです。これやめたっていけないのではないのでしょうかね。やっぱりそれをちゃんと完成させて、落合の浄水場の負荷が、そのことによって随分楽になると、こういう見通しを申し上げてきたし、実際そうなると思います。そういう今事業をやっている最中ですから、今ここで米子から水買ったほうが安いじゃないかっちゃんような話はタイムリーではないと私は思っております。

それから、起債はおっしゃるように、さっき答弁したように、どんどんふえていく、起債償還がふえていくわけですが、当初これで一応終わったとするならば、以後の起債の償還はどんどんどんどん減っていきます。それで、例えば配水池、あそこへつくりましたね。配水池を会見側のほうにつくったわけですが、配水池の耐用年数は60年ということになってます。起債の償還は何年って書いたかわかりませんが、大体20年ぐらいだと思いますけれども、じゃあ60年持つものに20年で返ってしまうわけですから、残りは返さんでもよくなります。したがって、大幅に経営改善につながってくると、そのまま投資をやめればですね。いうことになるわけです。将来を見越せば、ある程度投資が行き届いた暁には将来展望が出てくるのではないかと思っております。

それからみなし償却と、さっき償却の方法が違うということですが、1,000万円の事業をして600万円、例えば補助金もらったとしますと、残りの400万円について今までは償却していたわけです。それを、会計制度が変わりまして1,000万円を償却することになったわけです。そこで、さっきおっしゃった違いがちょっとい生じております。長い期間をかけて、ずっと補助をいただき続けるというような会計に変わったわけです。今までは1,000万の事業で600万補助金もらえば400万円について減価償却やっとなつたわけです。だけど、会計基準が変わって1,000万について減価償却をするようになったわけです。そこで若干違うということですが、金額的には私がさっき言った答弁した金額だということですので、御承知おきいただきたいと思いますが、ここで思うところなんですけれども、減価償却をしたも

のは内部に残るわけですよ、お金が。8,000万とか9,000万とか。それで実際に起債の償還は1億円、例えば8,000万円減価償却をすれば8,000万の現金が残るわけです。1億円の起債償還をそのうち持っていけば、あと2,000万不足するという単純な理屈であります。ここあたりに1つのターゲットを絞って料金改定と、それから一般会計の繰り入れの関係を、一般会計からの繰り出しの関係を見ていかなければいけないのではないかと考えております。したがって、それは料金改定とセットのものです。料金改定の話だけを抜いて繰り出しだけの話をするとか、あるいは減価償却とか起債償還の話だけするといっても、全く整合しない話になるわけです。ですから、料金改定とセットで考えるべき問題ではないかなというように私は思っているわけです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、一番出発点が町長と違うんです。公営企業法という枠の中で料金を回していくってということから、あるものを料金で徴収してペイさせるということですが、私は住民の生活を守るってことを一番の出発点に考えているわけです。それは地方公営企業法の第3条が、住民の福祉の向上が目的だというふうに、この法律の目的としてうたっていることは何回も言ったところでございます。ですから、私はそういう出発のところから、住民の生活を守る、そのためのどうするか、そういう視点で考えていくことが大事だということを指摘しておきます。

それから、教育委員会の地方教育行政法の問題ですけれども、教育長はいろいろと今回の法律を評価されたわけですけれども、私は教育の独立を侵すという意味で大変重大な問題がある、それは最初の壇上での質問でも言いましたけれども、戦後民主教育の出発点である憲法があって、教育基本法があって、その教育基本法の……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、あと1分です。

○議員（5番 植田 均君） はい。の中です、地方教育委員会が民主的に行政から独立して、民主的に行われるようにつくられて、出発点では教育委員会は公選制だったわけですね。それが自民党の力でいろいろ改悪をされて、今また大きな問題になっています。私はこの法案の審議の中で、安倍首相はこの法案の運用に当たっては、首長による教育内容の政治介入が好ましくないことを認めました。こういうことをいろいろ教育の専門家は、この法案がいろいろ問題があることを指摘されています。教育長もそういう指摘に真摯に耳を傾けて、これからの仕事に当たっていただきたい。

そして梨、柿の問題ですけれども、私は1つだけ言っときますけれども、霜被害の対策につい



てでは、ファンをやっているのが鳥取県の中部であるんだそうですけれども、今回の霜被害では有効でなかったということを知っておりまして、最後に言いましたもっと有効な対策が必要だということを行ったのは、そういう意味なんです。いろいろと県ともJAとも協力していただいて、農家から喜ばれる対策を要求いたしまして、質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、5番、植田均君の質問を終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） ここで若干休憩します。再開25分。

午後2時11分休憩

---

午後2時25分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、6番、景山浩君の質問を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山浩でございます。議長の許可をいただきましたので、少子化対策等諸事業の進め方について質問させていただきます。

先月の初旬に、テレビや新聞紙上をにぎわせた元岩手県知事で総務大臣も務められた増田寛也氏が座長を務める、日本創成会議の人口減少問題検討文化会が発表した、日本の出生の約95%を担う20歳から39歳女性の将来推計人口をもとにした消滅可能性市町村の記事内容には、皆さんもかなりショックを受けられたのではないのでしょうか。

この推計によれば、我が南部町も人口移動が終息しない場合、つまり今の状態が続く場合、出産年齢層の女性人口は2010年の1,085人から2040年には533人へと減少し、その減少率はなんと50.9%、半減以下で町の消滅の可能性ありとされています。

この報告では、合計特殊出生率が人口維持可能な2.1を下回って推移することとともに、進学や就職、結婚などによるこの年齢層になるまでの社会移動による人口流出に基づいて考察が進められており、我が南部町のようなマイナス50.9%と半減以下の数値を示すような地域は、合計特殊出生率を2.8から2.9程度に直ちに引き上げることができなければ、人口減少がとどまらず、将来的には消滅する可能性があるとして述べています。

また、今から11年前の平成15年に制定された国の少子化社会対策基本法では、その前文において、我が国における急速な少子化の進展は21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす。我々は紛れもなく有史以来の未曾有の事態に直面している。我々は高齢社会に対する対応

のみに目を奪われ、少子化という社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は著しくおくれている。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は極めて少ないと10年以上前に既に断定をしております。

私たちは、町の発展や地域振興、持続可能なまちづくり、町民の安心や安全を守るまちづくり等々といった表現で、住民が幸せに暮らしていけるまちづくりに取り組んできたはずでした。ところが、そもそもその町の行政や経済、文化や教育といった地域社会そのものを担っていく住民自体が減っていきなくなってしまふ、町自体が消滅してしまふといった危機感にはいささか鈍感だったのではないかと感じられます。

本年度予算において、我が町で初めてとも言える少子化対策や人口減少対策の諸事業が体系的に進められることとなりました。我が町にとっては初めてではあるものの、これら施策は日本全体の少子高齢化の進展を受けた国の方針に基づいたものであり、いわば全国的に進められようとしている施策でもあります。特に社会移動、人口流出といった問題については厳しい自治体間競争にさらされながら、いかに独自色を打ち出し、魅力を高めることで成果を上げていくかが問われています。そのためには、少子化や人口減少問題に関する原因やニーズの見定めと、どのような対象者にどのような施策を行って目標とする結果を導き出していくのかという観点が必要不可欠なものと考えられますし、その実証法や運用方法についても南部町独自の工夫が求められます。このような観点から、もう一度少子化対策等の諸施策をどのように進めようとしているのかお考えを伺います。

大きな1番です。結婚、出産・子育て支援について。

1番、支援の対象者は誰かについて伺います。結婚支援や出産・子育て支援を行うべき対象者は誰であるとお考えですか。そして、その対象者の置かれている状況と抱える問題の原因は何だとお考えでしょうか。

2番、対象者に何を支援するのかについて伺います。対象者の抱えている問題の解決や緩和のためにどのような施策を実施していかれるのでしょうか。施策を実施することで対象者の生活や人生設計にどのような好影響を与えることができるとシミュレートしておられますか。

3番、運用面での工夫を伺います。広報などの周知方法や利用促進を図る手だてはどうでしょうか。周辺自治体との差別化はどのようにお考えでしょうか。そのほか何かお考えのことはございませんでしょうか。

大きな2番、移住定住促進策についても、結婚、出産・子育て支援と同じ項目について伺います。各項目の読み上げは省略しますので、御答弁をよろしく願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしております。

少子化対策など諸事業の進め方についてでございます。対象者は誰なのかと、原因は何だと考えておるのかというようなことでございますが、改めて御質問にお答えする前に、南部町の少子化対策について申し上げておきたいと思っております。町長マニフェストによりまして、1つ、人と環境に優しいまちづくり、2つ、安心・安全のまちづくり、3つ、教育・文化のまちづくり、4つ、産業振興と活みなぎるまちづくり、5つ、住民参画で持続する町と地域のまちづくり。5つの視点からまちづくりに取り組んでまいりました。

さて、南部町の2014年3月末時点の人口は1万1,441人、国立社会保障・人口問題研究所が2013年3月に公表した将来推計人口は、2020年に1万313人へ減少し、2025年には1万人を割り込んで9,665人まで減ることが予測されております。出生数の減少が人口減の大きな要因となっていることは明らかで、活力ある町を創造し、維持するためには少子化対策は喫緊の課題であります。このような状況で、昨年7月に少子化対策プロジェクトを立ち上げ、副町長と全課の若手職員をメンバーに事業案を練り、従来の施策を仕切り直しして19事業を立案しました。結婚から妊娠、出産・子育てに対し、一貫した切れ目のない支援を行うために、結婚支援、出産・子育て支援、暮らしやすさ支援の3つを柱に各事業を一体的に実施することで、出生数の増加につなげる計画でございます。実施期間を5年に区切った上で、年間出生数を2012年の68人から20人ふやして、88人を目指すものでございます。初めて数値目標を掲げましたが、これはみんながわかりやすい数値目標を定めることで、共通の認識を持って取り組むためでございます。

さて、質問に戻りまして、それぞれの支援の対象者でございますが、結婚については未婚で、結婚する意志のある方、出産・子育て支援は主に20代から40代を対象にしております。その方々が抱える問題点ですが、結婚しない、子供を持たない原因は、女性の社会進出、価値観の多様化、若者の経済基盤が安定しない、低所得などの理由で、未婚率の上昇、平均初婚年齢の上昇につながってると考えられます。

また、子育てが難しくなってきた原因は、共働き世帯、核家族の増加で、母親の育児負担の増加、子供を通じた地域との結びつきの希薄化などが上げられます。昭和の時代のように地域で子供を育てる、自分の子も他人の子も分け隔てなく褒めたり叱ったりした環境が失われてきたように感じます。そのような状況下で、どうしたら支援となるのか考え出されたのが結婚まで結びつ

けたい出会いの場、病児・病後児保育の無料化、一時保育の開始、誕生祝い金、燃料費補助、ガソリン券でございますが、などの事業となったわけであります。対象の方に、町内で子供を生んで育てたいと思えるような魅力ある施策だと言っていたいただきたいのですが、まだ始まったばかりですので、今後さまざまな機会を捉えて効果の検証をしてまいります。

また運用面での工夫ですが、病児・病後児保育の無料化、一時保育の開始、誕生祝い金、燃料費補助などは各保育園を回り、直接保護者に説明しました。そのほかに南部町のホームページ、広報「なんぶ」の利用、「ことしの仕事」の冊子の配布、そして5月5日には日本海新聞の1ページを使った広告もいたしました。5月に立ち上げた南部町少子化対策推進本部会議で、まだまだPR不足ではないかと意見をいただきましたので、今後もさまざまなメディアを使って広く広報したいと考えております。

また、このように活発な広報活動が周辺自治体との差別化につながっていくのではないかと思います。南部町に住む方には南部町で暮らして本当によかったと思っただき、また町外からは南部町に住みたい、そして実際に行動に移して住んでいただくことも、ある意味で差別化ではないでしょうか。

それから、ほかに何か考えていることはないかとお尋ねですが、事業がまだ始まったばかりのものや、現在準備中のももあります。さきに紹介した南部町少子化対策推進本部で、それぞれの事業の達成目標の数値化をして効果を検証することにしておりますので、現時点では新しい事業につきましては、まだ白紙の状態ですので御理解をお願いいたします。

続きまして、本町の移住定住施策の進め方について説明いたします。まず初めに御理解いただきたいことは、先ほど御説明しました少子化対策、これを進めていくためには移住定住の政策をセットで進めていく必要があります。子育て支援策の充実とあわせて移住定住のための施策を充実させ、若い子育て世代の移住定住を促進することで、本町の少子化対策の効果も上がってまいります。

こうしたことから、少子化対策事業の施策体系の中に、暮らしやすさ支援として、移住定住対策を位置づけているところでございます。鳥取県が最近発表した移住状況の調査結果でも、結婚、子育てを目的とする移住が増加しており、こうしたニーズを裏づけております。移住定住促進策の対象者としては、まず南部町出身で、米子市など近隣の市町村に転出されている、特に若い世代の方々をターゲットとしたいと考えています。先ほどの鳥取県の調査によりますと、県外からのIターン、Uターン者が移住先の市町村を選んだ理由としては、実家があるということが圧倒的にトップであり、働く場所がある、自然が豊かなどが続いております。例えば、結婚を機に一

度は米子に転出した若い世代が、子供ができた、老親の介護が必要になったなどのきっかけで、実家あるいはその近辺に移り住みたいと考えるケースが多かろうと思います。そうしたときに、南部町であれば米子からも近く、今の仕事を継続しながら通勤することも十分に可能であります。しかし、町内に若い世帯向けの住宅が少ない、実家が手狭で部屋がない、全くの同居には抵抗があるなどの課題があったところでもあります。行政がそこに手だてを講じることで、南部町への移住を選択していただくことは現実味のある施策であると考えまして、3世代同居など支援事業や若者向け住宅事業などの住宅対策を新たに制度化したところでもあります。

こうして、南部町が移住定住対策に力を入れているということ、内外に情報発信することで、県外からの移住者もおおのずとふえてくると思います。県外からの移住者の多くは自然の豊かな地域で、田舎暮らしを満喫したいと考えて移住先を求められますが、まずは居住地の確保ということが問題となります。その際、いきなり土地や建物を購入して住み始めることには二の足を踏むこともあろうかと思えます。そこで、空き家一括借り上げ事業を制度化したところでもあります。

こうした施策を実施することで、南部町の豊かな自然環境、ぬくもりのある地域社会の中で生活するという選択を後押しすることができ、対象者の生活や人生設計にいい影響を与えることができると考えております。

次に、移住定住施策の周知方法や利用促進を図る手だてについてでございますが、少子化対策でもお話ししたとおり、日本海新聞の全面広告で町外にも広くPRしたところですが、町内向けにも広報「なんぶ」、「ことしの仕事」などで、施策全般について全戸を対象とした広報を行ったところです。また県外向けには、ふるさと鳥取県定住機構主催のI J UターンB I G相談会が年に3回、大阪で2回、東京で1回開催されますが、本町も毎年参加し、現に移住に結びついたケースもございます。

周辺自治体との差別化ということですが、全国的な移住者の増加傾向を背景に今後自治体間での競争がますます激化していくことが予想され、南部町としてもターゲットをしっかりと定めて、効果的な施策を打っていくことが大切となります。南部町は、米子市などの都市部に近く、都市の便益を享受しやすい条件に恵まれつつ、豊かな自然環境やぬくもりのある地域社会が残っている点に優位性があると考えております。こうした点をしっかりとアピールして、移住定住施策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。

質問の通告書にも書かせていただいておりますけれども、今回、多分これだけまとめて結婚支

援が1件、出産・子育て支援12件、暮らしやすさ支援6件という約20件近いものがまとめて少子化対策、人口対策というふうにして打ち出されたわけです。私たちの少子化対策だとか、人口問題への対象というものを、この議会でずっと繰り返し繰り返しお願いをしてきましたが、実際にそれを運用するとか、そういうことについてあんまり具体的なことを考えてみたことがありませんでした。全くなかったというわけではないですけれども、余り具体的ではなかったなと。で、今回改めてこれらの施策を見ながら、本当に子供をたくさんつくってもらって、よそからも人に入ってきてもらってといったような、こういった少子化問題、人口減少問題というものは、例えばもう片方の大きな問題の高齢化問題と何が違うのかなというふうに考えてみたわけです。

そうしますと、高齢化問題のほうは各家庭とか、御本人から何とかしてほしいという声が上がると、手が挙がる、使わせてほしいというニーズがダイレクトに出てくる。片や少子化とか、人口問題については、結婚できなくて困るとるけん何とかしてくれとか、子供もっとたくさんつくりたいけどつくれんけん何とかしてくれという声は、まず上がってこん問題だろうなというふうに思います。まれにはあるかもしれませんが、ほとんど行政に頼るべき問題というふうには認識は多分しておられなかった問題だと思います。そうすると、お願いしますと、何とかしてくださいと言われて、じゃあこういった手だてをさせてもらいましょうという高齢化問題と違って、こちらからこういった施策を準備したので、対象になる方をこちらから探して行って、そしてこちらから提案をして、こちらから使ってもらっていったような、そういった働きかけの仕方というものが多分必要になってくるような、そういった種類の問題なのかなという気がしております。

まだ具体的に動き出したわけではないので、細かいことまでは答えられないという、確かにそういうことはあろうかと思いますが、この今までの明確になってたニーズに応じていくための施策というものと、こちらから売り込みに、言い方は悪いですけども、売り込みに行かないと使ってもらえない施策というこの施策の性質の根本的な違いについて、そういうふうには思っていないよということがあるかもしれませんが、どういふふうなお考えをお持ちなのか、非常に大きな話になるかもしれませんが、お考えあれば伺わせていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。まだ始まったばかりでございますが、その成果がどういう方向に向かっているのかさえもわからない状態ですけども、いろんな町民の方とお会いしたり、それから総会等の季節でございますが、そういうところで話をしていく中で、少し顔色がぱっと開かれるような、そういう光景を見るたびに、やはりこれは少し期待していただけるんだ

なというぐあいな気持ちも持っています。

その中で、景山議員と少し合わないかもしれませんが、私は外に出て行って、南部町はいいとこだけん、来てごせやいと云う前に、なぜ南部町の特殊出生率が低いのかだとか、それから90人いた子がなぜ急激に70人に、20人ぽんと落ちたのか、社会的な出入りというのが、日南町はプラスなのに、何で南部町はマイナスなのかと、こういうところに、まずは手を入れてうる探りをせんといけんと思うんです。

こころの解決がまず大事で、このことがきっと町民の活力や、近き者説びって町長がよく言いますけど、そういうことにまずつながるんじゃないかと思う。そうすれば、おのずとそういう町の活力が出てくれば、外から入ってくる方ということもおのずと期待できるんじゃないかと思ってます。そういうところを、一つ今回は手を入れましたので、今言いましたような女性の問題、それから子供たちが急激に減ったのはどこにあるのか、こういうところをもう一回再点検することによって、活力に結びつけたいというぐあいに思っています。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 今、副町長のお答えで、社会減というお話が出ました。この質問、大きくはこの枠の範囲だと思うんですが、少しずれるかもしれません。

よく人口推計でコーホート法っていうやつが出てくるとも思いますけども、例えば10年前の0歳から4歳までの5歳の幅の人口が、10年前から5年過ぎた5年前には、当然5歳から9歳になっておられます。この人口がどうなってるのかっていうのを、5歳刻みでずっとプラスとマイナスを見ていく、そういった図がありまして、つくるの簡単ですんで、私も以前つくって見たことがあります。そうしますと、皆さんもちろんそうだろうなっていうふうに思っておられると思いますけれども、15歳から19歳、ちょうど進学をすること、それと20歳から24歳、あそこで非常に大きくどおんと落ち込みます。こころで結婚適齢期の方が外に出られる、町のこれから成長を担っていくような人がぐっと減っちゃうということで、もちろんこれが一番大きなところだとは思いますが、ただですね、つくってみてびっくりしたのが、それ以外のところの0歳から4歳だとか、5歳から9歳だとか、反対に25歳から29歳それ以降の年齢のところ、ほとんどのところがプラスです。

ですので、その進学とか就職とか、結婚以外ではプラスに動いてるというのは、やっぱりこれは米子市というところにくっついたこの立地が幸いしてるというか、ですので、そこんところの落ち込みを何とかしさえすれば、まだ人口減少が今みたいな急激な減少にはならないんじゃないかなというふうに、その表をつくってみて感じました。

ただ、ここんところを何とかするためには学校とか、職場とかというものを何とかしないといけないということで、以前から職場については広域的な、別に町内に職場なくっても構わないんですが、学校というやつだけは、こいつはもうどうしようもない問題だなという気がしています。

ちょっとずれたかもしれませんが、そういう社会減のお話出ましたんで、この学校、進学ということについて、西部の町村でまとまって何とかしようかなといったようなことっていうのはお考えにはなっていないものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。西部の町村で学校を何とかというような話は出ておりません。出ていない。鳥取でも、倉吉でも看護学校ですね。看護学校を誘致するというので、現在取り組んでおられるわけですけども、鳥取で560人ぐらいになるんじゃないでしょうかね、若い人が来る。それから、倉吉の場合は80人の学級で4年あれば320人というようなことなんですよ。ですから、鳥取も倉吉も看護学校、専門学校を誘致をして、若い人来ていただくというようなことをなさっておられます、学校ではですね。

西部では、大体鳥取大学の医学部が初期というんでしょうか、医学部に入った最初の子は鳥取で学ぶわけですけども、これをこの医学部の近くでという、米子でという話も大学としては希望しているわけです。大体そうしますと162人の若い人が、今鳥取にいるわけですけど、こっちに来ると。（「米子です。今米子に来てます」と呼ぶ者あり）米子に来た。もとい、そういうことだそうですけども、いずれにしても私が知っている学校への取り組みというのは、西部全体でやってるようなことにはなっていないわけです。

それで大体、大都市圏に人口がどっと集中したときは、一番多いときが全国で65万人ぐらいが3大都市圏へ移動しておると、東京、関西、名古屋いうところに大体移動しておる。これがオイルショックのころであります。それから2番目の第2期がバブルのころです。バブルがはじけるまでですね。第3期というのが今始まっております、2000年ごろから、また都市部へ集中しているというような、いわゆる全総といいましょうか、全国総合計画の中で、私はつくられた人口の減少ということになってるのではないかと考えております。

ですから、1自治体が南部町に来て産んでいただけませんかというような話は、実に考えてみればささやかな取り組みで、だけど何にもせんわけにはいきませんのでやっているわけですけども、やっぱり全国的にそれぞれの各地域に人口があって、それぞれに産業があって、発展していたときもあるわけですから、そういう国土政策を誤ったのではないかと。一時的には太平洋のベルト地帯で経済活動を盛んにしてよかったかもわかりませんが、税金も上がって。結果



として見てみれば、またこういうことに税金が要るわけですから、全総の負の部分が今、たくさん出てきているというように捉えております。何もせんわけにならないのでやっておるということです。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 突然、学校はどうですかと聞いたもんですから、ちょっと困られたとは思いますが、来月の頭に議会のほうで行政調査に行きます。北海道の東川町という、旭川の横のほうの大雪山の下のほうだそうです。上水道は全然ないような、そういう町だそうですけれども、じわじわじわじわと人口が増加を続けているといったような、人口規模は大体1万人ちょっと、私たちの町とほとんど同じぐらいのところなんです。いろんなことはやっておられますが、どうも学校を誘致をしたり、潰れかけた学校をまたてこ入れをされて活用をして、人口増につなげておられるような、そういうケースがあるようです。しっかり行って勉強してきたいとは思っていますが、ぜひですね、高等教育機関といいますか、高校を卒業したら大体7割ぐらいの方が、今少し落ちて6割ちょっとぐらいになったかもしれませんが、高校以上の大学、短大、専門学校、そういったところに進学をされるということになると、鳥取大学の地元から通える医学部に行こうと思うと、ほとんどちょっと不可能な感じもしますので、可能な方もいらっしゃると思いますが。まず地元から離れていってしまわないといけないということもあります。ぜひ地元、家から通える高等教育機関というものが、これからはますます重要になってくると思いますので、一辺南部町単独は無理でしょうけれども、考えていただけたらなというか、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

大分外れましたんで、もとに戻りますが、なかなかこういう施策を使わせてくださいという方が出てきにくいような案件です。一遍何かのきっかけで来られるだとか、そういう方には、やっぱりワンストップで、これだけの施策がありますので幅広く利用いただいて、できるだけ皆さんの子育てに活用いただいたり、お知り合いの人に南部町は子供がすごく育てやすい町だけん、あんたもどっか住むとこ考えとうだったら来ならんて、宣伝してもらうためにもどんどんどん全ての施策を網羅して説明をしたり、PRをすることが必要だと思うんですけども、そこら辺のワンストップサービスについてはどのような体制をとっておられるというか、とられるおつもりでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。ワンストップサービスという、特にそういうことを考えているわけではございませんけれども、私が今日までのこの施策を発表してから今日まで、いろいろ

問い合わせやいろいろな人とお話しする中で、非常に関心のある分野については、よく御理解をいただいているのではないかとこのように思っております。

というのは、例えば病児とか病後児保育などは、もう1年間の予算使い切るぐらいの勢いで伸びておるようです。ですから、非常によく御存じだということです。それから、要は自分の関係するところですね、自分の関係するところについては非常に関心を持って見ていただいているように受けとめておまして、一定のインパクトのある施策だったなというように思っているわけですけれども、ワンストップということは何でも、例えば移住して来られて、移住の方が企画政策課のほうに御相談に来られたときに、それは産業課でやっておりますけんちゅうやなことはいたしません。やっぱりきちんと説明できる気持ちでありますし、体制もとっておるということです。たらい回しやなんかはしてもらっちゃ困るということをおっしゃるので、ワンストップといえはそこで何も全部解決するというぐあいに理解しておりますけれども、やはり担当課もありますから、まず来られた人の御意見や御意向や御希望をよく伺ったところで、さばきをするというようなことになると思います。オールマイティーで全部知って、そこに行きさえすれば全部わかるちゅうような体制にはなっておりません。しかし、これだけの施策を打っておりますので、できるだけ丁寧に詳しく説明して成果に結びつけたいというように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） これだけたくさんの方の施策が出ておりますんで、私たちでも全てが全部頭に入ってるわけではありません。何か一つを目指して来られた、いわばお客さんみたいなもんです。その方、例えば町民課に来られたお客さんに関連があれば、健康福祉課からちょっと待っててくださいねって来てもらって、でもその場で、お客さんに動いてもらうのではなくて、逃さんように対応するといったようなことも、ぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

それと、やっぱりこの施策のもう一つの大きな特徴は、人のとり合いになるんだらうなところなんです。そうすると、どうしてもほかの町との違い、比較というものが重要になってくるわけですので、片や50万です、片や60万ですとかというようなことも、もしかしたら重要なかもしれないですけども、いろんな予定されているといいますか、準備されてるメニューを使っていくと、自分たちの現在の暮らしだとか、将来の暮らしがどういうふうに変っていく、よくなる楽になるといったようなことがわかるような、そういった提示の仕方、何がしかの表現の仕方というもので、より強く南部町がいいよということを打ち出していくほうがいいんじゃない

かなというふうに思いますが、そこら辺何か準備、お考えをお持ちでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。今、景山議員のほうから人のとり合いになる、ほかの町との比較というような話がありましたけれども、やはり人口減少局面は全国一様ですので、やはりここで南部町が何もせずに手をこまねいては、消滅を待つだけということになってしまいますので、やはり競い合う、ほかの町と差別化をして競い合うということは非常に大事なことはないかなというふうに思っておるところです。そうしたときに南部町の強みって何なのかなと思ったときに、最初に町長のほうもお答えしましたけれども、米子に、都市部に近い。近くて都市の便益を享受できるということと、あと、ほどよく田舎といいますか、自然もよいし、人のきずなも残っていて、温かい地域社会が残っているというその両面を享受できるってところが一番の強みではないかなというふうに思っております。

ですから、米子近辺に仕方なく出ておられる若い方々を、何かの結婚とか子育てとか、親の介護とかといった機会に呼び寄せる。呼び寄せるといいますか、そういうときに実家に近いところに帰りたいなと思ったときに、この西部の町村の中では、やっぱり南部町というのは帰ってみようというふうに考える非常に強みがあるのではないかとこのことが言えるのではないかと思います。ですから、そこにターゲットを絞って、都市部の方々にUターンで帰ってきていただくということにターゲットを絞ってやっていきたいというふうに考えておるところです。

ただ、先ほど景山議員がおっしゃったように、自分たちの現在の暮らしがどのように、将来的にどうなるかがわかるようなPRの仕方、表現の仕方っていうのは、今後そういう広報のあり方というのも検討して、わかりやすくPRをしてきていただくということが必要ではないかというふうには思っておるところですけれども、今後検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） よくテレビショッピングであります使用前使用後ではありませんけれども、ぱっと見てすぐわかる、はっきりわかるといったようなこと、こうやったらいいですよということ、ちょっと私も言えないんですけども、できるだけそっちのほうで考えていただければなというふうに思います。

この一連の施策ですが、多分3年後に目標としとったところを達成できたんで、これで終わりますということにはならない、ずっと高齢社会対策と人口少子化対策というのはもうずっと続いていかざるを得ん施策になるんだらうというふうに思います。そうしますと、町長からの御答弁

にもありましたけれども、結果がどうなってるのかですね、施策をもう少し見直していかんといけんとかということっていうのは、今後必ず出てくると思いますし、できるだけ短いスパンでP D C Aサイクルを回していったほうがいいなというふうには思いますが、そこら辺の整備の体制をもう少しお話をいただければなというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。その事業のP D C Aサイクルを短くしてということでございますけれども、新しい事業がかなりありますけれども、大体3年ぐらいを期間にして、その間に効果の検証して、変えるべきものは変えていくということを柔軟にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。補足でございます。推進本部を立ち上げまして、毎月1回ずつ進捗ぐあいを定期的に管理をしていくという組織を立ち上げております。推進本部長に私になりまして、関係課長が集まってどういう実態にあるのか、どのぐらいの利用率があるのか、問題点はないかっていうような会議を毎月行うようにしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） いろいろお答えをいただいてありがとうございます。

先ほど町長から、全総に問題があったのではないかとといったようなお話がありました。私もですね、例えばT P Pの問題ですとか、地域制度審査会ですか、きょう発表になってましたメンバーの構成、非常に道州制を強く押しているような方が多く含まれたメンバー構成だといったようなことも書いてあったり、いろんな政党が都市型政党に変わっていった傾向が非常に顕著に見られるとか、どうもあんまり地方にとってうまいぐあいにいけないのではないかなというふうに思えるようなことが多々あります。国土の均衡ある発展とか、それこそ持続可能な地域づくり、まちづくりというところから、少しずつ少しずつずれていきかけてるのではないのかなと、一説といいますか、ある論説では東京一極集中も是だといったようなことが書かれていたり、地方は地方で、地方なりの集中が必要だというふうに書かれていたりもするわけで、南部町はちょっと中途半端な場所といいますか、位置どりではあるんですけども、あんまりおもしろくない方向ではないかなというような気もしております。そういった状況である現状を踏まえて、10年後、20年後、30年後、どういうふうな姿にしていきたいという、そういった将来の推計と目標を入れた、以前一般質問させていただきましても、町のグランドデザインっていうのは、これはぜひつくっていただきたい、つくるべきタイミングではないかなというふうに考えますが、

町長、そこら辺のところはどうお考えか。最後に伺わせていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど全総の話もさせていただいたわけですが、やっぱりそういう大きな枠組みの中で、南部町としてどのようにやっていくのかということを考えなければいけないわけでありまして、景山議員が以前からおっしゃっておられますグラウンドデザインというのは、やっぱり人口の再配置を進める施策だと、国家的な規模でいえば人口の再配置を進める施策になるというように思っております。したがって特色を出して、その特色で勝負をするというようなことだろうと思います。例えば、地域が特色を生かして、資源を特定分野に集中投下するような、オンリーワン地方戦略を進めるというような提案がなされております。例としまして、ドイツのブレーメン州ブレーマーハーフェンは、人口減少が急激に進んだが、風力発電をターゲットとして大学の研究所、従業員訓練センターを設置し、若者などの雇用を大幅に増加させたと。こういうことがあります。ですから、大きく言えば都市部の人口を特色のある地域政策によって人口移動させると。これが、そういう施策で対応しておるということでございます。

もう一つは、東京の大学や研究機関を地方に分散して、若者を中心とする人の流れを変えようというような、日本は東京に大学などが過度に集中しておりまして、若者移動にも直結をしております。他の先進国では大学は地方に分散しておりまして、地方での就労居住につながっているということから、大学の分散というようなことも、この人口移動の一つの手法として考えているわけでありまして。

そういうキーワードで南部町の未来を考えますと、私はあんまり魅力のないとこのようなお話をされましたけれども、これぐらい魅力のあるところは、私はあんまりないと思います。まず、豊かな自然に恵まれておる。それから、そうかといって山の中にいてということではなくて、交通の便もほどほどであります。それから、海に近い山に近いということで、海の幸山の幸がたくさん。こういう土地柄はそんなにそんなにないわけです。ですから、大いに私はこれは売り物になるのではないかと考えております。

それともう一つは、やっぱり医療機関や介護施設などがあって、医療、福祉にそれなりに取り組んできているわけですから、そういうその分野の専門職を養成するとか、そういうさっきおっしゃっておられた学校の話なんですけれども、そういう専門学校でも誘致ができれば、若い人がやっぱりこっちにとどまるというようなこともある。来るということもありますけれども、とどまるということもあるわけです。そういう努力をそれぞれの町が町の未来の繁栄を願って、一生

懸命切磋琢磨してやるということだろうと思っております、南部町はそういう方面で、決しておっしゃるように条件が悪いわけではないと思っております。歴史だとか文化だとか、さまざまな分野において誇るべきものがある。そういうことを打ち出して、未来の発展をともに展望するようなことで頑張っていきたいと思っております。答えになったかどうかわかりませんが、やっぱりこの人口の再配置を進める施策というもののなかで、そういうことを考えられるのではないかと思います。

もう1点言っておりますのは、外国人の雇用とか、あるいは移民にまではなるのかならんのかわかりませんが、外国人をもっと来ていただくような施策をやったらどうかという提案もなされております。いろいろな角度から人口減少社会に対して、国も頭をひねっているわけですので、情報収集などおくれをとらないようにしながら、南部町の地域特性に合ったような施策というものを提案していきたいというようにも考えておりますので、また引き続きよろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 特別この町が魅力がない町というつもりはありませんで、コーホートの話をしたときも、結局15歳から19歳、20歳から24歳のところが落ち込む以外は、それぞれあとの5歳刻みのところはプラスに振れてるということは、やっぱり住みやすいので、そこら辺の年齢のところは外から入って、多分来ておられるんだろうというふうに思います。一番大事なところの、転出してしまいがために人口としては減少にはなっていますが、ですので、そこを何とかすることと、やっぱりたくさん子供を産んで育てていただけることで、今予想されているようなひどい状況は、ある程度回避できるのではないかなという気もしております。

今回初めて、一連の19項目の施策が出てきました。これだけでなかなか、じゃあ全てオーケーということにはならないとも思います。次々と新たなより効果の高い施策を考えていただいて、そのためには骨になる考え方というか、それをある程度様子を見ながら定めて、私たちにもお示しをいただければなというふうに思っておりますので、これからもよろしくお願ひをします。

では、以上で私の質問終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、6番、景山浩君の質問を終わります。

これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

あす17日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いをいたします。以上、解散します。

午後3時27分散会

---